

花巻市まちづくり基本条例素案パブリックコメント意見【説明会分】

番号が網かけしてあるものは、何らかのかたちで(一部でも)条例案に採用される意見です。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	意見に対する市の考え方
1	前文	前文の「花巻は」を「花巻市は」に。用語の使い方の根拠が分からない。「湯の温もり」は物理的すぎる用語のため「心の温もりをあわせ持つ」に。	「花巻市(市)」は、地方公共団体としての花巻市を意味しておりますが、前文の「花巻」は、自然を含めた地域全体を示す言葉として用いております。 また「湯の温もり」は精神的な温かさを含めた表現として用いております。
2	前文	「日本国憲法に基づいて」という言葉を入れて欲しい。条例の上に条例はおかしい。	条例は、憲法や他の法令の範囲内において自治体が制定するものであり、特に「憲法」に基づくという表現はしていません。 また、この条例では、他の条例との関係に関する解釈規定を置くことによって、最高規範として位置付けています。
3	前文	前文は抽象的、情緒的との印象である。「花巻市民憲章」の(簡潔で力強い)文言を条例に採り入れたい。	花巻市民憲章の前文を、条例案に取り入れることによって整合性を図っております。
4	前文	前文について、句読点の位置を検討するべき。	ご意見をふまえて内容を再検討し、一部に修正を加えております。
5	前文	結いと「助け合い(愛)」とは全く違う。結いの崩壊は、サラリーマンが増えたため。個人収入の増。	「結い」は、地縁的なつながりの中で思いを一つにして協力しようとすることを象徴的に表しています。
6	前文	前文の「イーハトーブの実現を目指す」という部分は、説明の「物心ともに・・・」の方が分かりやすいのではないか。	「イーハトーブ」は、市の基本構想や市民憲章、市民の歌でも用いられており、宮沢賢治が思い描いていた豊かな地域社会の姿を象徴的に表しています。
7	前文	早池峰からの印象。西の方が手薄に思われる。奥羽山系の表現もほしい。イーハトーブはなまきという表現が望ましい。	早池峰山は、本市を代表する山であり、市全体の自然を象徴的に表しています。
8	前文	説明文がないと「イーハトーブ」の意味が分からない。意味を文章に入れてほしい。	NO.6を参照ください。
9	前文	「結い」の精神、若い人達に分かるのか。理解させるのに無理があるのではないか。	この条例を通じ、あらためて幅広い年代で助け合いの精神を感じていただく機会と捉えていただきたいと思います。
10	前文	「信頼」と「分担」は別ではないか。信頼は「信託」ではないか。	この条例は、市民による信託を前提としつつ、市民、市議会、市の執行機関が、それぞれの役割と責任をもって協力しあいながら、市民主体のまちづくりをすすめていくための基本的な事項を定めるものです。
11	第1章 第2条	定義の「市の執行機関」の後半に、固定資産の評価委員などという解説はいらない。	執行機関は、地方自治法により設置が義務付けられており、固定資産評価委員会は、この中に含まれるものです。
12	第1章 第2条	「コミュニティ」を日本語に(分かりやすく)すれば説明がいらない。カタカナは使用しない方が良い。	「コミュニティ」は、地縁や目的による一定のつながりをもった組織や集団を、広くかつ端的に表したものです。市民にとって出来る限り分かりやすいよう配慮しつつ簡明な表現とするため、用語の説明を加えております。
13	第1章 第3条	最高規範の条例を位置づけるための条例は、新条例(市民参画条例、住民投票の条例、協働の手続き条例)の必要性を含めて検討が必要。	他の条例との関係に関する解釈規定を置くことによって、最高規範として位置付けています。
14	第2章 第4条	第4条(3)の「全ての人に優しいまち」は「全ての人々が幸福なまち」の方が良いのではないか。	ハード面とソフト面を含め、それぞれの立場に立った「人に優しいまち」づくりを目指しています。
15	第2章 第4条	市民の果すべき姿が見えない。4条に入れる。	市民の責務として第7条に規定しております。
16	第2章 第4条	市民の求めるものを第4条に入れるべき。市のあるべき姿のみでは漠然としている。	市民の立場から本条例に盛り込む内容を検討するため設置された市民会議での検討結果をふまえ、市の目指す姿を第4条に規定しております。
17	第3章 第5条	信頼は「信託」へ。「参画・協働」は「信頼」とイコールではない。「信頼関係」を削る。	NO.10を参照ください。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	意見に対する市の考え方
18	第4章 第6条	市民の権利について、市民会議提言の「市民は、行政サービスを公平に受ける権利があります。」の方が相応しい。この項目を第5項に入れてほしい(復活)。	地方自治法に定められている住民の権利義務については、ここであらためて規定しておりません。
19	第4章 第6条	情報の公開について再検討されたい。	参画と協働をまちづくりの基本原則とする基本条例であることをふまえ、個別の条例や計画、施策等に関する内容は、必要最小限にとどめております。
20	第4章 第6条	情報公開条例の中身について不明な点がある。情報公開に制約が多すぎる点を改善されたい。	NO.19を参照ください。
21	第4 ~6章	行政の役割と地域の役割をはっきりさせる必要がある。どこまで協働するのか分らない。	この条例は、市民、市議会、市の執行機関それぞれの基本的な役割を明確にし、参画と協働によるまちづくりをすすめる理念を規定するものです。
22	第5 ~6章	市民、市議会、市(執行機関、行政)の役割を簡単、明確にして欲しい。	NO.21を参照ください。
23	第4章 第6条	第6条(市民の権利)第2項は、情報公開条例があるのならば規定する必要が無いのではないか。	情報共有は、知る権利を保障する重要な基本原則であり、花巻市情報公開条例を導き出せる規定としております。
24	第4章 第7条	第2項、事業者の責務の中に就労に関する(働く場所の提供)を盛り込んで欲しい。	NO.19を参照ください。
25	第4章 第8条	「子ども」が未成年を意味するのであれば、「20歳未満」と記述するべき。	小中学生をはじめ、満20歳未満の青少年及び子どもについて、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利等について定めております。
26	第4章 第8条	子どもの規定があるが、高齢者や障害者も入れるべきではないか。	まちづくりの担い手として「子どもの権利等」を明らかにし、次世代への継承の必要性を特に規定しております。
27	第4章 第8条	前文で、次世代への継承をうたっていることとの整合性からも、「子ども」の規定だけで良い(高齢者や障害者を加えるべきではない)。	ご意見同様、「子どもの権利等」を特に規定しております。
28	第5章 第9条	第2項の「市議会は市民に開かれた」というような格好いい表現が使わない方が良い。	議会の透明性確保のため必要な表現として規定しております。
29	第5章 第9条	第3項の「努めるものとする」は当たり前のことで、わざわざ規定するまでもない。例えば「活動を行うものとする」とする。	市民会議及び策定委員会からの提言の内容を尊重し規定しておりますが、活動を強制するものではないことから「努める」という表現としています。
30	第6章 第10 ~11条	第10条、第11条は、基本条例でいわなくても、それ以前に当然の責務である。基本条例としての品格が落ちるので削除したい。責務を「…に努める」としているが、これでは基本条例の品格にかかわる。むしろない方が良い。	市長や市職員の役割や責務は、地方自治法や地方公務員法に規定されておりますが、市民参画や協働をすすめるために法令に規定されていない内容についても努力規定として定めています。
31	第6章 第11条	第3項の市職員の規定は、地域活動への参加を強制することになるのではないか。ここまで規定することはできないのではないか。	NO.30を参照ください。
32	第7章 第13条	対象となる計画策定はどの程度想定しているか。大きな、大事な計画に絞るべきではないか。	ご意見同様、「まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃」と規定しております。
33	第7章 第13条	パブリックコメントを分かり易く表現してほしい(意味が分からない人がいた)。	ご意見をふまえ、「パブリックコメント」の説明を加えております。
34	第7章 第13条	「パブリックコメントを実施する」はおかしい。集める、聞く、徴収が適当である。	「パブリックコメント」という制度であり、実施という言葉が適切と考えます。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	意見に対する市の考え方
35	第7章 第15条	委員会の役割を定めるべき。(例)評価・検証した内容の公開。	花巻市市民参画・協働推進委員会の具体的な役割や構成等については、別に規則を定めることとしているほか、条例の説明文にも委員会の役割を明記しております。
36	第7章 第15条	15条関連を、もっと具体的に表現する。	NO.35を参照ください。
37	第8章 第16条	個人情報の保護が誤解されないように、地域内での情報公開してくださいとの一行をうたってほしい。	NO.19を参照ください。
38	第9章 第20条	行政が持つ情報公開について、より詳細な具体的な方法を挙げて説明してはどうか。(「情報公開条例」以上のものを希望する。公開しない情報を明示するとか。)	NO.19を参照ください。
39	第9章 第20条	今までの情報公開の経緯から、「行政文書はありません」という回答で終始してしまうが、この条例にも情報公開を明示しているのに、要望があった場合、納得しうる回答を保障するようにお願いしたい。「ない」という回答に不満を付けている機関がないので、設置するようにお願いしたい。	不満を受け付ける機関として「花巻市情報公開審査会」があります。(ただし、存在しない文書等についての不服申立機関はありません。)
40	第9章 第23条	行政評価に第三者機関の設置を規定すべき。行政評価委員会等。	市民参画のもとで評価することとしております。
41	第10章	住民投票について、より具体的な事項を明記すべきである。	住民投票に関する具体的な仕組みについては、別に条例等により定めることとしております。
42	第10章 第25条	住民投票の「6分の1」の署名は、まちづくり条例に相応しくない根拠である。市民会議の案、10分の1、住民投票をさせない意見である。せめて20分の1、25分の1に。大迫地区の住民の意見を通せる。	住民投票実施の請求に必要な署名は、議会の議決を経ることなく住民投票の実施ができることから、ある程度高い要件を設ける必要があります。一方で、議会の解散や市長、市議会議員等の解職についての請求は、身分の得失に関わることから「3分の1以上」とされています。この条例の対象となるのは、身分の得失に関わるものではないことから、これらを勘案し、かつ、同様の考え方に基づいて請求要件を6分の1としている「市町村の合併の特例等に関する法律」による合併協議会設置要件と同様、「6分の1」を妥当と考えます。
43	第10章 第25条	18才以上、75歳までの人10分の1が3,000人である。地域的問題になると6分の1は難しい。自治体にあったやり方でやった方がよい。	NO.42を参照ください。
44	第10章 第25条	住民投票について、「6分の1」ではハードルが高い。	NO.42を参照ください。
45	第10章 第25条	住民投票について、「6分の1」は決してハードルが高いとは思わない。安易に住民投票に傾かないように、重要案件に限るものとしてハードルを低くすることはない。	NO.42を参照ください。
46	第10章 第25条	住民投票は10分の1の連署で請求できることとすべきだ。6分の1では、門前払いの感がある。	NO.42を参照ください。
47	第10章 第25条	住民投票について、条例で表すのであれば、更に具体的に表すべきではないか。または、補足すべき方法を検討すべきではないのか。	NO.42を参照ください。
48		条例の必然性があるのか。もう財政的、市民サービスを切り捨てる様に感じる。本当に必要であれば、もっと今までは違って大変なんだ、あるいは希望を持たせる内容としてほしい。日本国憲法と現在条例とはどういう関係だ。お飾りではなく、本当にやるものなら、もっと訴えるものが欲しい。住民投票は評価している。それ以外はピンと来ない。	NO.21を参照ください。
49		総合開発計画との関係は、整合性はどのようになるか。コミュニティ会議は何なのだろう。他の計画との整合性を検討して欲しい。	第3条において、この条例の位置付けを定めるとともに、第18条では「総合計画」、第16条では「地域コミュニティ活動」について明らかにするなど整合性を図っております。
50		この条例の名前は「花巻市基本条例」が良い。	市民会議及び策定委員会の提言内容をふまえ、自治の範疇にとどまらず、広く参画と協働を中心とするまちづくりの基本的な事項について定めていることから、「花巻市まちづくり基本条例」としております。
51		まちづくり条例よりも自治基本条例の方が良い。自治のルールづくりの条例だからルールを作った方が良い。応答責任は、返事を出すものとして条例に入っていれば、これまでより前進している。	NO.50を参照ください。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	意見に対する市の考え方
52		市民にとっての憲法であれば、現代の世相を反映した文言を入れるべき。(例)「環境」について分類して、自然と生活環境、耕作放棄地、廃棄物の不法投棄など公序良俗の欠如に起因するものは具体性があった方がよい。	NO.19を参照ください。
53		条例案をこの場で初めて見た。教育についてひとつも触れていない。教育に触れるべきだ。	NO.19を参照ください。
54		日本国憲法であれば、国家権力が国民を守るその原理・原則を内容とした。市の憲法だとすれば、市民の権利を守り育てる視点を明確に打ち出すべきである。	第6条で市民の権利を規定し、第3条で、市民、市議会、市の執行機関が、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。
55		まちの中心部、市街地を活性化するような内容を盛り込むべき。商店街、まちなかに観光客を誘導して欲しい。	NO.19を参照ください。
56		この条例が時代に合わなくなったら見直しするというを条例にうたう必要がある。	ご意見をふまえ、条例の見直しに関する規定を追加しております。
57		市民参画条例を早急につくるべき。条例化が必要であり、「見直し」規定を復活させるべき。	市民参画に関する具体的な仕組みについては、別に条例等により定めることとしております。また、条例の見直しについては、ご意見をふまえ第27条に規定を追加しております。
58		格調高いものとするべき。	市民会議及び策定委員会からの提言内容を尊重し、市民一人ひとりが理解しやすいよう配慮しております。
59		市民憲章と整合させること。	NO.3を参照ください。
60		推進目標を示すような言葉をもっと具体的に盛り込んではいかがでしょうか。	NO.19を参照ください。
61		条文と「説明」を読んで、はじめて条文の意図するものが見えることから、条文の表現力を補足すべきではないか。	条文は出来る限り分かりやすく簡明にし、さらに理解を深めていただくため「説明」によって補足しております。
62		前文の「相互扶助の精神」が、条文に取り入れられていない。どこかに入れるべきである。	第7章「参画と協働」及び第8章「コミュニティ」に関する規定として取り入れております。
63		地域協議会の規定が無いが、書き込まなければならないのではないかな。	別途、花巻市地域自治区設置条例が定められています。
64		何年もかかって100点にしなければならない。見直しについて明記が必要である。具体的な年数を定めなくとも良い。	ご意見をふまえ、条例の見直しに関する規定を追加しております。
65		進化する条例といいながら、見直しについて明記されていない。後のためにも定めるべきである。	ご意見をふまえ、条例の見直しに関する規定を追加しております。
66		条例の名称は、このままにしてほしい。本条例が市民権を得ることが大前提。	ご意見同様、条例名は「花巻市まちづくり基本条例」としております。
67		前文は立派、内容いい。50年、100年を考えるならもっと時間をかけて練るべきだ(今日初めて案を見た)。	平成18年12月からの市民会議による検討(全体会議20回)をはじめ、策定委員会(7回)、シンポジウム、説明会の開催、パブリックコメントの実施、職員プロジェクトチームを含めた市内部の検討等、1年以上にわたる検討を重ねてまいりました。こうした検討結果をふまえて、まちづくりの基本的な事項を定めて動き出し、そのうえで必要に応じて修正を加えていくこととしております。
68		条例に見直しの規定がないなら、もっと時間をかけるべきだ。(早急すぎる)	ご意見をふまえ、条例の見直しに関する規定を追加しております。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	意見に対する市の考え方
69		説明資料がこれだけで、意見をいえといわれてもいえない。時間をかけるべきだ。	NO.67を参照ください。
70		時間をかければもっといいものができる。	NO.67を参照ください。
71		あと1年は必要ではないか。全戸配布して、読ませてからでいい。	NO.67を参照ください。
72		もっと時間を。	NO.67を参照ください。
73		尚早でないか。もっと市民に説明する時間が必要。	NO.67を参照ください。
74		ホームページを見る人も限られている。条例の趣旨を伝える職員、引っ張る人必要(条文には委員会の規定しかない)。	NO.19を参照ください。
75		市内4箇所でのパブリックコメントであるが、旧花巻は人口7万人余りである。これを1箇所での開催は無理があったのではないか。もっと広く意見を集約するためには、旧市内でも4箇所くらいの単位でやるべきではなかったか。大切な憲法を担当する条例であるだけに。	市民会議や策定委員会等の検討経過やパブリックコメントの結果等については、市のホームページで公表しているほか、市の広報を通じて概要をお知らせしております。また、振興センター単位での情報提供等、今後も情報を伝える工夫をまいります。
76		検討期間が短い。市民の参画が絵に描いたもち。	NO.67を参照ください。
77		こんな短期間ではなくもっとじっくり作って欲しい。時間をかけて欲しい。	NO.67を参照ください。
78		情報障害を持っている人にも伝える努力を。	NO.75を参照ください。
79		ホームページをみるできないため、別の方法で結果を公表する必要がある。	NO.75を参照ください。
80		「討議する時間がないから打ち切り」ではなく、時間をかけて盛り上げていく必要がある。マニフェストの実施50%というが、市民が生活面で実感しているとは思えない。市長への手紙を出したが、回答は来るが、こちらの意向を汲み取ったものではない。	NO.67を参照ください。
81		市民会議の提案内容と併記して検討するべき。	NO.67を参照ください。
82		他の説明会会場での意見を公表してほしい。	NO.75を参照ください。
83		条例の作成過程を示してほしい。(当初こうだったが、結果こうなった。)	NO.75を参照ください。
84		策定委員会の委員名、実施回数の公表を。	NO.75を参照ください。
85		市民への周知(情報伝達)方法に工夫を。ホームページで閲覧できるが、インターネットを見られる人はまだ特定の。条例案等を周知させることの工夫を要する。	NO.75を参照ください。
86		全国的な流行り、2年ぐらいかかっている。去年の12月からはじまって1年。時間が少ない。何のためにつくるのか3月の議会に上程するのは早すぎる。	NO.67を参照ください。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	意見に対する市の考え方
87		市が真剣に取り組もうとするなら、振興センター単位くらいでの話し合いが必要。	NO.75を参照ください。
88		市民主権といきなり転換は難しい。急がずじっくり年数をかけて検討、住民に入って検討する機会を設ける必要がある。	NO.67を参照ください。
89		つくるのは構わない。手順を実践する活動をじっくり時間をかけて定着させるべき。	NO.67を参照ください。
90		条例は、つくっただけで終わらず、効果ができるように運用してほしい。	NO.67を参照ください。
91		条例に基づいた施策や効果を、推進委員会の情報を、年に1回でも公開してほしい。	実施していきます。
92		議会に関する規定について、当事者である市議会は現在検討中の筈の議会基本条例の制定の必要性の有無を早期に明らかにすべきであると思うが。	議会において検討中と聞いております。
93		市民参画の方向が、1年経っても理解できない。法令よりも、まず、振興センター(コミュニティ会議)の活動の充実をすすめるべき。いつも、役員のみ、まず住民が理解。立派すぎて、よく分らない。	NO.19を参照ください。
94		やれやれでなく、市が求めるレベルへ連れ導いてほしい。職員にリードしてほしい。	NO.19を参照ください。

花巻市まちづくり基本条例素案パブリックコメント意見【郵便・ファクス等受付分】

番号が網かけしてあるものは、何らかのかたちで(一部でも)条例案に採用される意見です。

No	素案の該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
1	前文	前文を修正 ・「湯の温もり」「温泉と人情の温もり」または「温泉の恵みと人情の温もり」 ・「自然の恵みに畏敬の念を持ち」「自然に畏敬の念を持ち、その恵みに感謝し」 ・「風土や文化を世界へ発信して」の「風土」を削除 ・「過去と未来の架け橋としての」を削除 ・「そのためには、市民主体の…築いていく必要があります。」「そのために、市民主体の…築いていきます。」または「築くことを目指します。」 ・「まちづくりに関する基本的事項を共有し」「基本事項を咀嚼し、体得し」	全体としてもっと洗練された文章にして頂きたい。 ・「湯の温もり」はあまり一般的ではない。 ・「恵み」は「畏敬の念」を持つ対象ではないと思う。 ・「風土や文化を世界へ発信して」について、文化の発信は良いとして、風土の発信はおかしいと思う。 ・「過去と未来の架け橋としての私たちは」について、前半を省いて「私たちは」で十分意味は通じると思う。 ・「そのためには、市民主体の…築いていく必要があります。」について、第三者的記述でおもしろくない。 ・「まちづくりに関する基本的事項を共有し」について、基本的な事項を基本事項というのだから「的」は不要だと思うし、「共有」は弱いと思う。	前文は、条例制定の背景や趣旨、基本的な考え方、決意等について分かりやすく示したものであり、策定委員会による提言内容を尊重した規定としております。 「自然の恵みに畏敬の念を持ち」と「風土や文化を世界へ発信して」については、ご意見をふまえ、それぞれ「自然に畏敬の念を持ち、その恵みに感謝し」「風土に生まれ、文化を世界に発信して」に修正しております。
2	前文	前文を修正 「早池峰の風かおる恵まれた緑と水に」「早池峰の風かおり、豊かな水と大地をもたらした北上川とその支流河川による恵まれた緑と水に」	花巻市に豊かな水を与えてくれ、現在我々が住まいする土地を提供してくれたのは北上川をはじめとする多くの河川であり、これに対する感謝の気持ちが現れていない。	NO.1と同様の趣旨により前文を規定しています。 また、河川は「水」に包含されるものとして表しております。
3	前文	前文を修正 「50年後も100年後も」「現状のままでは、ダメなので、現状を変えて100年後も」という趣旨(現状をどう変えるかは、条例には書き込めないと思う)。	松井孝典(東大教授、物理)は「われわれはどこへ行くのか?」(ちくまプリマー)、「地球システムの崩壊」(新潮選書)で、人類は「あと、100年」と言っている。 安田(京大教授、古生物)は、「現状のまま温度が上がると、30年後に3.5 上がり、海水の循環が止まる。このことによって気候の大変動が起き、現代文明は絶滅する。さらに100年後は、6.6 上がり、人間は生きていけなくなる。」という(11/30毎日新聞) 人類は「あと100年、現状のままなら」という科学者の言うことが正しいと考えるので、「現状のまま、産業を振興し、…100年後も豊かなまち」という前文の現状認識は夢(幻想)ではないかと思う。「現状のままでは、ダメなので、現状を変えて100年後も…」という趣旨の前文がよいと思う。現状をどう変えるかは、一冊の本になるので、条例には書き込めないと思う。	NO.1と同様の趣旨により前文を規定しています。 また、50年、100年先まで現状を維持するという考え方ではなく、環境や人口等の様々な問題に向き合いながら、将来に渡って豊かな社会をつくりあげていくという決意を表しております。
4	前文	前文を修正 ・「恵まれた緑と水に包まれた湯の温もりあふれる」「緑と水に恵まれた自然豊かな」 ・「畏敬の念を持ち自然と共生するとともに」「感謝しつつ」 ・「風土や」「風土を育み」 ・「市民主体のまちづくりを進め」 削除 ・「力を合わせて新たな」「力を合わせて市民主体の新たな」	妥当と思われる表現とした。	NO.1と同様の趣旨により前文を規定しています。 「風土や文化を世界へ発信して」は、ご意見をふまえ「風土に生まれ、文化を世界に発信して」に修正しております。
5	前文	前文を修正 「そのためには…築いていく必要があります。」「そのためには、市政の主権者である市民、市民の信託を受けた市議会、市長及び市は互いに力を合わせて市民自治による協働のまちづくりを推進し、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ります。」	まちづくり基本条例は「市民が市政の主権者であること」を明確に。日本国憲法の精神を掲げること。 「適切な役割分担」という表現が、まちづくり基本条例に添わない。	NO.1と同様の趣旨により前文を規定しています。
6	前文	前文を修正 「精神的な支柱」「共有財産」 「過去と未来の架け橋としての」 削除 「次の世代に」「過去と未来の架け橋として次の世代に」 「産業を振興し、市民が生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに努め、力を合わせて明るいイーハトーブの実現を目指します。」 産業を興し、協働と行動で生き生きとした暮らしを求め、理想郷イーハトーブの実現を目指します。」 「市民参画と協働のまちづくりを進めることによって真に豊かな」 削除	支柱 = 「物を支える」はともかく、「生活や組織の支えとなる重要な存在。また、そういう人物」を意味しており、精神的内面的な表現には不適切では？ 「架け橋となっている」のではなく、「架け橋とならなくてはならない」のでは？ 目的 = 生業を興し幸を求めることで理想郷が描かれるのでは？ 参画・協働ともに総則で定義されるので、ここで表現しても意味が不明では？	NO.1と同様の趣旨により前文を規定しています。 「支柱」は、ご意見をふまえ「支え」と修正しております。
7	前文	前文の説明文を修正 イーハトーブの詳細な説明を追加。	全国に通用しない言葉「イーハトーブ」の説明をつけたのは、我が意を得たりなのだが、前文の脚注には是非いれてほしい。 更に「宮澤賢治の造語」と極めて簡単に片付けているが、市民は花巻生まれの花巻育ちの人ばかりではないし、市民主体のてづくり条例として全国に発信しても恥ずかしくない条例になるのだから、「イーハトーブ」の言葉に初めて接した人でも、なるほどと分かるような簡潔な説明を是非追加して頂きたい。	解説に「『イーハトーブ』は宮澤賢治の思い描いていた豊かな地域社会の姿である」との説明を加えます。

No	素案の該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
8	前文	前文に関する意見 「そのために…」以下の文書を凝縮。	条文と重なる部分が大半で、もっと凝縮して心に訴える内容がスマートだと思う。(長い!)	NO.1と同様の趣旨により前文を規定しています。
9	前文	前文に関する意見	<p>・前文は、本来、その法令の基本的な思想を厳粛に宣誓するべきものであると思う。条例の名称に“自治”基本条例を採用するのではなく、“まちづくり”基本条例とするのなら、前文において「まちづくり」の定義や本市が目指すべき「まちづくり」の在り方を明らかにすべきである。市民・行政・議会にとって、このまちづくり基本条例の制定がどのような意義があり、どのように大切なことであるのかという一番大切な基本的な訴え(条例制定の理念)が感じられないのが残念。また、花巻市の最高規範ともなるべき基本条例を制定したいという熱い思いが感じられない文章ゆえ迫力に欠け、市民を惹きつけることはないと思われる。</p> <p>・市民及び市が何を基本理念(目標)として市民自治の確立を目指すのか、が必ずしも明確にされているとは言えないのが気にかかる。前文には「明るいイーハトーブの実現?を目指します。」との文言があるが、これは、市民が市民生活を営む上で求めている基本的な欲求ではない。市民は、安心、安全、市民福祉の実現を希求しているのである。</p> <p>・「条例制定の背景」は、いわば条例制定の根拠を示すものであり、ゆえに多くの人々を納得させる効果を持つ必要がある。また、それは当然ながら、「花巻市がめざすまちづくりのあり方(理念)」に繋がるものであり、その根拠ともなってくるものであろう。更に、「花巻市がめざすまちづくりのあり方(理念)」は第1章以降の個々の規定を貫く根拠となるものだから、より明確に分かりやすく示す必要がある。ポイントの一つである根拠(論拠)について、説得力を持たせる方法は、普遍性に依拠した内容とすること、客観的事実に基づく推察を踏まえて根拠を示していくことだと思う。</p> <p>・この条例案は「本市が定める最高規範」とある。比喩かもしれないが「最高規範」というならば、この条例案の示す体制を通じてのみ解決できる市政上の課題がそれ程までに山積しているということなのだろう。「憲法」「最高規範」の創出という重大事において、この条例以前の施策レベルでは解決の展望がないのだろうかという素朴な疑問もある。立法指針(立法化、条例化の考え方)の規定が抽象に過ぎるので、「前文」について、再考していただきたい。</p> <p>・多くの市民が、地域の身近な公共的活動に関心と参加の意欲を持ちながらも、ほとんどの市民はその気持ちを実行に移していないという現状がある。人は決して一人で生活しているものではなく、意図すると否とにかかわらず家族、地域、職場・学校、そのほか興味・関心・喜び・苦しみなどを共有する多様な集団のなかで相互に依存し、助け合いながら生活している。こうした現実を再認識し、社会は相互に依存しているものであり、そこから「まちづくり」基本条例というものが必要とされているのだということを前文で表現し、そうした人々の結びつきを重んずる「共生」こそ、まちづくり基本条例の重要な理念の一つとするべきではないか。</p>	NO.1と同様の趣旨により、ご提言いただいた内容を凝縮し、平易な記述として規定しております。また「まちづくりのあり方」については、第4条・第5条で記述しております。
10	第1章 第1条	第1条(目的)を修正 第1条 この条例は、花巻市におけるまちづくりの基本理念及び、この理念に基づいて創設する制度の基本原則を定め、参画と協働による市民自治の一層の進展と市政の自己革新を促進し、もって自主自立のまちと日本国憲法が定める地方自治の本旨を実現することを目的とする。	(目的) ・目的規定は、条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものである。この条例の目的は、「市民自治によるまちづくりを実現すること」であり、そのために「まちづくりで大切になる考え方」として基本理念や基本原則を明らかにするとともに、市民、議員、市長と職員の役割、市政参加の仕組みなどの基本的な事項をこの条項で定めるものである。	目的は、簡明な表現としています。
11	第1章 第1条	第1条(目的)を修正 「市民が市政の主権者であること」を明確に入れる。	ここにも「市民が市政の主権者であること」を明確に入れるべき。市民会議の提言でよい。	ご意見をふまえ、「市民主体の自治の進展を図り」に修正しております。
12	第1章 第1条	第1条(目的)に関する意見	「自治の進展」することと「豊かな地域社会…」は不明瞭な言葉のつながりであり、そのような表現は用いるべきではない。「豊かな…」は、耳ざわりの良い言葉であり、市の目指す姿(第4条)を包括しているのだから、具体性に欠け、大事な目的(到達点)が明確に表現されていない。	ご意見をふまえ、より具体的な表現である市民会議提言の「活力に満ち安心して暮らせる花巻市を実現する」に修正しております。
13	第1章 第1条	第1条(目的)に関する意見	市民会議提言を支持する。特に、活力に満ち安心して暮らせる、魅力ある花巻市の実現する事を目的とする文言に市民への「ヤサシサ」を感じる。	NO.12を参照ください。
14	第1章 第2条	第2条(定義)を修正 ・用語と説明文の間に「;」(コロン)を打った方が分かり易い。 ・第2号「市の執行機関」について、市長は機関とは言わないのではないか。「市庁」としたらどうか。 ・第5号「コミュニティ」を削除	・「コミュニティ」について、本来地域社会、生活共同体の意味の言葉で、この定義には少々無理があると思う。第8章で使われているが、第8章を「地域社会活動」の様に分かりやすい表現と、日本語にした方が良い。そうすれば定義自体不要になる。	出来る限り親しみやすい表現を採用しつつ、条例としての約束事の範囲内で表記しています。 また、コミュニティは、地縁や目的による一定のつながりをもった組織や集団を、広くかつ端的に表したものです。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
15	第1章 第2条	第2条(定義)に関する意見	<p>(定義)</p> <p>・閉鎖的かつ排他的な運営に終始する地元のコミュニティ会議の実態とはかけ離れ、この条例の市民の定義は「市内で働く者、学ぶ者」「活動する者」などを含めており、地方自治法上の「住民」の概念よりかなり広義なものとなっている。市民の定義を地方自治法上の住民の概念より広くしているのは、地方自治法上の住民以外の者でも地方税法342条に基づき、市町村内に土地家屋を所有する者に課税することができること、また、公の施設は、その属する地方公共団体の住民以外の者にも利用させることができることなど、地方公共団体の自治権は、住民以外の者でも、一時の滞在者または当該地方公共団体と一定の結合関係にあるものに対して及びことなどからして当然のことである。一方、住民の権利義務については地方自治法10条2項に規定されているが、判例によると、「この規定は、住民に具体的な権利を設定したというより、個々の法律によって住民に与えた権利または利益を各住民が同等の地位において享受しうることを明らかにしたに過ぎず、また、住民でないものの享受を妨げる意味をものではない。」となっている。つまり、端的に言えば、花巻市に大なり小なり係わりのある者を住民として位置づけることには適切であり、これらの者に相応の権利を与えることはむしろ当然であるということになる。ただし、コミュニティ会議の実情は真逆であるが。</p> <p>・基本条例の名称が「(仮称)まちづくり基本条例」とされ、当然の如く、条文中にも「まちづくり」という言葉が使われており、用語の定義の中にも定められているが、一般的には都市計画とか施設などのハード面のイメージがあるかと思ふ。飛鳥田市政時代の横浜のプレーンであった田村明氏によってソフト的な発想も出てきてはいるが、学術的にキチッと定義されたものではない。ポピュラーで親しみやすい言葉であるが、概念が模糊としている。そういった言葉を基本条例の柱とするのはどうかと思ふ。条文の構成や内容を見ても自治基本条例の方がしっくりする。</p> <p>・まちづくり基本条例を名称とするなら、「まちづくり」を、判りやすく明確に定義すべきではないか。花巻市における、自治の担い手は、固有の意味の住民に限られず、在勤・在学者、地域で活動する自治公民館や町内会・NPO、事業者、法人、その他の諸主体も自治の主体である。また、市政の実施主体としての花巻市はもちろん、さらに岩手県や国も、「花巻」という地域における自治に重要な役割を果たしている。これらの諸主体が、それぞれの属性(例えば、国籍、信条、性別、年齢、ハンディキャップの有無など)を含めて互いに尊重しあいつつ、それぞれの持っている公共的関心と力を出し合い、助け合い、「花巻市」という地域における「公共空間」をよりよいものに創り上げていくことである。つまり、「まちづくり」とは、暮らしやすいまちを実現するための地域社会における公共的活動の総体であるとしたら良いのではないかと。蛇足であるが、比較論として、「市政」は「まちづくり」のうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担うものである。</p> <p>・「まちづくり」と「市民自治」、「市政」の関係性に言及していないので、条文を読んでいてすっきりせず落ち着きが悪い。参加と参画、協働の定義も曖昧である。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
16	第1章 第2条	第2条(定義)に関する意見 「参画」の定義について、他の条項(第7条・第8条)との整合させることが必要。	「参画」の定義の「責任をもって、」は第7条(1)と重複する。第8条(1)の「参画」は、定義どおりの趣旨(強い表現だ!)とは違うと思う。	ご意見をふまえ、「参画」の定義を修正しております。
17	第1章 第3条	第3条(条例の位置付け)第2項を修正 「まちづくりに関する～」削除	第1項で、本条例の最高規範性を規定しているものであるから、「まちづくりに関する計画」に限定すべきものではない。	計画、条例等には、税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているものなど、この条例の対象とならないものもあることから条例案のとおりといたしました。
18	第1章 第3条	第3条(条例の位置付け)を修正 ・第1項「条例の趣旨を尊重するものとします。」「条例に従います。」 ・第2項「まちづくりに関する」と限定しない。	<p>・「条例の趣旨を尊重する」のあいまい表現があるが、最高規範と位置づける以上は市民会議中間報告の通り「この条例に従います。」でなければならない。将来、この条例に従うことが市民の利益に反するような事案が発生した場合には、その事案限りの修正事項を追加すればよいことで、拡大解釈を可能にするようなあいまい表現は厳に慎むべきである。</p> <p>・全ての条例が最高規範の下に位置づけられるのであり、既存の条例も当然この基本条例に基づいて見直しを義務付けられるものである。従って、市民会議中間報告の通り、新規条例の制定と同様に既存の条例の扱いも明記されなければ片手落ちである。</p> <p>尚敢えて付け加えるが、既存条例の見直しということについては、ある条例について市民からの指摘で問題点を認めながらも放置してきた事例を知っている。既存条例の見直しは、当局が最も軽視してきた部分と言っても過言ではないと思う。膨大な数の条例があり全て見直すのは大変ですという弁解の言葉が聞こえてくるようだが、大変さは十分理解している。だからこそ重要性の原則に準拠しながら見直しの体系化が必要。故に前述のように最高規範に義務付けをすることは極めて重要なことと認識すべきである。</p> <p>・「まちづくりの基本理念を明らかにする」とは、花巻市が「まちづくり」を進める上での基本とすべき考え方を条例として明示することによって、市民、議会、行政の三者において共通するものとして認識しようとするものである。基本理念を実現するための制度や施策を定めることによって、市民が自らの意思を体現し、自己統治を実現するとともに、その受け皿となる自治体も自主性、自立性を高め、市政の充実を図ることにより「地方自治の本旨」の内容である「住民自治」と「団体自治」を実現することを示すものである。</p> <p>・基本条例には3つの切り口があると思う。一つ目は「なぜ必要か」ということ。二つ目は「なぜ今、作らなければならないのか」ということ。三つ目は「どうして基本条例なのか」ということです。「なぜ必要か」については、基本条例がないと課題解決できないというニーズが、本来はある筈だ。基本法とは、個別法では対応できないものを解決するためのものである。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
			<p>・花巻市でなぜ基本条例が必要なのかという市民間合意を得て欲しいと思う。「あった方がいい」という浅いレベルの話ではなくて、「こういう課題を解決しやすくするには、基本条例が必要だ」というものでなければならぬ。高校生に「なぜ基本条例が必要なのか？」と聞かれたら、「これこれこういうことを市民の手で解決するために必要なのだ」と、分かりやすく説明できるようにしてはいいかと思う。</p> <p>・議員の中には、自治基本条例を作ると代表制民主主義に盾突くものだとか、介入するとか、議会の権限を弱めてしまうものだとかという者もいるが、決してそうではない。議会は、表向きは代表制民主主義制度を採っていると言いながら、実際には大きなズレが生じている。首長も表向きは「市民と手を携えてまちづくりを行います。」と言いながら、実際には具体的な市民参加の手続きを定めていなかったり、情報共有がなされていなかったりしている。そうしたことを無くするためにはどうしたらよいかということを自治基本条例に書き込んでいかなければならない。</p>	
19	第1章	<p>章(最高法規性)を追加 「条例の位置付け」「最高規範性」「条例等の体系化」により構成される章を追加。 ・第××条(最高規範性) この条例は、まちづくりにおける基本理念及び基本原則を定めたものであり、市の執行機関は、他の条例、規則その他の規程によって制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 ・第××条(条例等の体系化) 市の執行機関は、この条例に定める内容に即して、それぞれの行政分野に応じて別に基本条例を定めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化に努めるものとする。</p>	<p>・新たに章立てを行い、この章を第××章 最高法規性とする。 (条例の位置付け) ・第3条の(条例の位置付け)の条項を、(最高規範性)と(条例等の体系化)に分割しそれぞれ詳述する。 ・総合計画などまちづくりに関する計画の策定や条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例との適合させることとしているが、どのように整備していくのか前途不明。また、行政分野別基本条例の必要性や個別条例の制定改廃についてどう考えるのかさっぱりわからない。</p> <p>(最高規範性) ・本条例は、まちづくりの基本原則を示すことにより、他の条例、規則などの自治立法や計画などの立法・立案・解釈の指針となるため、法的には他の条例と同質であるが、他の条例との関係に係る解釈規定を設けることで自治体法の頂点に位置づけ、実質的な最高規範性を有しなければならない。しかしながら、現行法制度上は、法規の効力の面からみれば限り、条例相互間で優劣関係を認める規定はない。そのため、事実上の「最高法規」と位置付けるため、本章を設けるべきではないか。本条例がまちづくりと市政運営の基本となるものであることを宣言するとともに、他の条例等に基づき制度をつくり、実施するに当たっては、本条例に即して行うべきことを規定し、実質的な意味での最高法規性を担保しなければならない。</p> <p>・まちづくり(自治)基本条例が憲法のようなものだという意味は、二元代表制民主主義で議会の権限と行政執行の首長の権限を、決して白紙委任しているのではないが、選挙で信託している。それを守ってもらうためにまちづくり(自治)基本条例を制定するのである。そういう意味で、まちづくり(自治)基本条例の制定権者は市民であり、主たる名宛人は、首長(市職員)と議会ということになる。例えば「市民への説明責任の原則」を定めたとして、説明を果たさなかった首長(市職員)は、まちづくり(自治)基本条例に違反しているということになるのだ。まさに、まちづくり(自治)基本条例は代表制民主主義を揺るぎないものにするということである。</p> <p>(条例等の体系化) ・本条例は、環境基本条例等の各種基本条例や他の例規が本条例の下に体系的に整備される必要があることを規定するものであり、これによって前条と同様、実質的な意味において最高法規性を担保するものである。また、本条例の制定に当たっては、新たに制定される条例、規則等はもとより、既に制定されているものについても、本条例に基づく体系化の観点から、不整合等が生じないよう十分配慮する必要がある。具体例として明確に指摘しておきたいが、「花巻市副市長定数条例」を無視するがごときの、「花巻市収入役の呼称に関する規則」などは、市政の市民信託の原則を貶め、意味不明でいかがわしく公益に反する規程は即座に廃止すべきものであろう。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
20	第2章 第4条	第4条(市の目指す姿)第4号を修正 「農林業」「農林水産業」	現在河川湖沼を利用する水産業は衰退しているが、かつてはアユ・コイ等の魚やジュンサイ等の収穫もあった。現在でもサケの稚魚放流などの努力がおこなわれている。50年、100年の先を見越す条例として、水産業を除外するのは不適切でしょう。むしろ積極的に、河川の浄化、自然環境の回復に力を入れていく将来の指針として、明記するべきと考える。	ご意見をふまえ「農林水産業」に修正いたしました。
21	第2章 第4条	第4条(市の目指す姿)第4号を修正 単に「守り育て」「育成し」だけでなく、「将来展望の開ける企業立地を図り、推進する」といった文言(意味)を盛り込むべき。	表現をもっと積極的に強い表現に出来ないのか。単に守り育て、育成し、だけではなく、例えば「将来展望の開ける企業立地を図り、推進する」といった文言(意味)を盛り込むべき、と考える。隣接の北上市が「企業立地に頑張る市町村20選」に選定された事実(最近の新聞記事)などを範とすべきであると思う。	参画と協働をまちづくりの基本原則とする基本条例であることをふまえ、個別の条例や計画、施策等に関する内容は、必要最小限にとどめております。
22	第2章 第4条	第4条(市の目指す姿)第5号を修正 「市民の精神的な支柱」「市民が共有する財産」	支柱 = 「物を支える」ともかく、「生活や組織の支えとなる重要な存在。また、そういう人物」を意味しており、精神的内面的な表現には不適切では？	ご意見をふまえ検討した結果、「支柱」を「支え」と修正しております。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
23	第2章 第4条	第4条(市の目指す姿)第6号を修正 「郷土を愛し豊かな」「郷土を愛する豊かな」	「郷土を愛する豊かな心を育て、…」の方が良い。	ご意見をふまえ検討した結果、「郷土を愛し、豊かな心を」と表示しております。
24	第2章 第4条	第4条(市の目指す姿)を削除 (ただし前文で「イーハトーブ」の詳細な説明を要する。)	市民会議中間報告の第3章生存・生活のスローガンと理解したが、基本的にこの4条は必要ないと思う。「市の目指す姿」は前文の「イーハトーブの実現」に凝縮されている。ただし前文にイーハトーブを詳細に説明する脚注が必要。後は第5条以下で前文に示された「物心ともに豊かなまち 理想郷 花巻」を実現するための主要な柱とこれを支える支柱となる指針を示せば良いこと。	前文と一体となって、まちづくりの目指す姿を規定しております。
25	第2章 第4条	第4条(市の目指す姿)に関する意見	より具体的文言の市民会議提言を支持する。市民により理解される文で綴る法文がなぜ支持されないのか？テクニックなのか？	市民会議提言を整理した規定としております。
26	第2章	第2章に関する意見 市民会議中間報告の第3章及び第5章のように具体的な指針が必要。	市民会議中間報告第3章及び第5章で取り上げた項目については、前文に掲げた理想郷づくりには欠かれない柱となるものである。賛成できない小項目もあるが、これくらいの具体的な指針がないと個別条例の制定・改廃及び既存条例の見直しに支障を来すと思う。特に教育については花巻市30年の大計として「教育立市を目指す」と高らかに掲げて頂きたい。行き届いた設備と学業各分野(運動・音楽・美術工芸等も含む)の優れた教師を配置し、子どもの優れた資質・能力をいち早く見つけ出し、学年に拘らずに、すくすくとその能力を伸ばすことが出来るような学校づくりを目標としたい。小学生が中学卒の資格を取り、高校へ進学する・小学生・中学生が高校卒の資格を取り大学に進学する子が出て来ても、不思議ではないような学校づくりである。	参画と協働をまちづくりの基本原則とする基本条例であることをふまえ、個別の条例や計画、施策等に関する内容は、必要最小限にとどめております。
27	第2章	第2章(市の目指す姿)を修正 ・章名を「まちづくりの基本理念」に修正。 ・第4条(市の目指す姿) 第××条(まちづくりの基本理念) まちづくりは、地方自治の本旨に基き、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。	(市の目指す姿) ・市民憲章との調和が図られておらず抽象に過ぎるので全文削除し、むしろ第××章は「まちづくりの基本理念」とした方が条文構成上わかり易い。理念規定とは、条例の基本原則を示すもので、条例の制定の根本的な考え方を強調したい場合に規定するものであるが、市の目指す姿については観念的なことばかりで具体性がまったくない。市民にはもっと多くの切実なニーズがあるはずなのだが。 ・公共性を政治の観点から、「個人(自身)の利益を含む社会全体の利益」と定義するならば、まず求められるのは、私たち一人ひとりが「公共性」を見つけて出し作り出していくことである。そのためには、個人のそうした試みや行動を支援し支えるシステムを整備していくことが必要となる。自分の利益が、社会全体の利益をも担っていくようなまちづくり、或いは社会全体の利益が個人(自分)の利益となっていくようなまちづくり、これこそが花巻市の目指すものではないだろうか。そうだとしたら、この背景には、安心して暮らせるまち(共同体)の実現が個人の意欲を向上させ、自由を支えていくというような考え方(「公共性」の捉え方)が必要と思われる。 (まちづくりの基本理念) ・市民は選挙という権利を行使して、直接、市の首長と議員を選び、自治権の一部を信託している。あくまでも主権者は市民であり、市政はその信託に基づくものである。市政は根本的に市民の信託を受けて行われるものであり、その理は憲法92条に定められた「地方自治の本旨」に体现されている。「地方自治の本旨」は、市政は市民が参画し、その意見に基づいて行われるという「住民自治」の原則と、市が国、県、その他の市町村から独立し、それらと対等な立場で市政を行うという「団体自治」の原則からなるとされている。まちづくり基本条例も、そうした地方自治の本旨を具体化する根本的な条例であるため、「条例」でありながらも自治体の最高規範として位置付けられるのだらう。この基本条例が、他の条例、規則などの自治立法や計画などの立法・立案・解釈の指針として機能する自治体法の頂点に位置づけられ、実質的な最高規範とされるのは、このように「地方自治の本旨」を具体化したものであるからに他ならない。従って、「地方自治の本旨」の実現をまちづくり基本条例の基本理念として明確に位置づけるべきである。 ・憲法が定めている自治制度は二元代表の民主制度である。「議決機関の議員」と「執行機関の長」を住民が直接選挙で選出する。つまり首長と議会の代表権限は市民が信託した権限である。この種の条例はこの代表制度に「介入・対立する」のではないのか、という批判もあるが、そうではない。この基本条例は「代表制度を充実発展させる」ものである。選挙は信頼委託契約であって白紙委任ではない。したがって、首長・議会が信託に背反したときには「市民の信託解除権」の発動となる。すなわち「解職請求」と「選挙」である。これが「市民自治の論理」だ。首長や議員を「信頼しないで監視をする」というのでなく「信頼して一緒にやっていく」ことである。ところが、首長や議員にも、行政職員にも、そして住民にも、旧来の「統治思想」が染み付いている。例えば、選挙のときの演説や発言は民主主義だが、本心は「権威主義」で「白紙委任」の行動心理である。住民の側にも「お任せ意識」が蔓延している。選挙が終われば「市政に無関心」になり、議会で「どんなことが議論されているか」も知らない。議員も当選した後は「白紙委任」されたかのように行動して有権者への議会報告は皆無。重大なことが「市民の知らないところで」決まっていく。私の居住する大瀬川地区に限っての話なのかも知れないが。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
			<p>・修正後の条文の第1項は、憲法に規定する地方自治の本旨の一つである「住民自治」の理念を表すものである。「市民がまちづくりの主体」とは、市民が自主的、自発的にまちを暮らしやすくするにはどうしたらよいかを考え、自ら活動する存在であることを示している。第2項は、地方自治制度の根幹である代表民主制を表す。ここでいう「信託」とは、市民の総体が、暮らしやすいまちをつくるための活動のすべてを自ら行うのではなく、その一部(市政)を議会や市長を信頼して託しているという基本的な考え方に立ち、議会や市長はその負託に応じて市政を運営するという関係性を表すものである。第3項中の職員は、市長等の執行機関に属して仕事をしているが、市民にもっとも身近なところに存在し、それぞれの職務の中で市民の視点に立って考え、創意工夫を発揮しながら仕事を進める立場として、ここに位置付けるものである。</p> <p>・まちづくり(自治)基本条例の制定に「賛成しない考え方」も現にある。議員も行政職員も地域住民にも伝統的な「統治・支配の考え方」が根強く浸透している。市民参加、市民自治、自治体の自律、政策自立、自治制度、などは「言葉」では知っていても「統治の思想」が強固である。「これまでのどこが悪いのだ」との言い方だ。日常の慣例や手順それ自体が統治の思想で形成されている。最も大きな抵抗勢力は頑迷固陋な地域の人々であるのかもしれない。「市民自治」とは「自分たちでルールを決める」「地域の未来を自分たちで決めて実行する」であろう。</p>	
28	第3章 第5条	第5条(まちづくりの基本原則)を修正 「市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げる基本原則に基づき市民主体の自治によるまちづくりを推進するものとします。」 「市民主体の自治によるまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる基本原則を定めます。」	出だしの「市民、市議会、市の執行機関は」の表現が三重に使われており、読み手から煩わしい。このことから条文自体も左記のように修正する。	ご意見のとおり「市民主体の自治によるまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる基本原則を定めます。」に修正いたしました。
29	第3章 第5条	第3章(まちづくりの基本原則)を修正 ・第5条(まちづくりの基本原則) 第××条(まちづくりの基本原則) 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げる基本原則に基づき市民主体の自治によるまちづくりを推進するものとする。 (1) 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、議会及び市は、それを尊重すること。 (2) 市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりを進めるために必要な情報を相互に共有するものとする。 (3) 市議会及び市の執行機関は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。 (4) 市の執行機関は、政策の立案、決定、実施及び評価の過程において、市民が参加する機会の拡大に積極的に努めるものとする。	<p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>・まちづくりは、市民が主体となって行われるとともに、市政は、市民が参加して運営されること、暮らしやすいまちは、市民の自主的かつ主体的な活動により作られるものであることを基本とし、その一部を議会と市長に委ねたものである。市政についても、市民の参加に基づいて進められるという原則を規定したものである。</p> <p>・あらゆる自治基本条例において基本理念ないし基本原則とされている「市民参加」と「情報共有」を花巻市のまちづくり基本条例においても骨格に据えることは当然であるが、そうした市民との合意形成にむけた仕組みを行政の運営サイクルの要所・要所に位置づける規定を整備する必要がある。 また、そうした市民参加を経て策定される基本的な計画も、従来のように行政が自ら行う活動に関する計画(行政計画)にとどまらず、市民その他の諸主体が行う公共的な活動をも包摂した公共計画であるべきことを提言したい。</p> <p>・「情報共有・市民参加」の原則とは、「住民自治」の過小状況を改善するための、自治体の従来の活動領域に対する市民の参加と、その市民参加の実現に向けて「前提」となる市民と自治体間の情報の共有に関するルールである。情報共有とは、同じ量の情報を持つことだが、市が積極的に提供しなければ難しいと思「この場合において、参画…受けないものとします。」は不要、削除すべき、後ろ向きである。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
30	第4章 第6条	第6条(市民の権利)第1項を修正 「この場合において、参画しないことによる不利益な扱いを受けないものとします。」 削除。		自治は、みんなで決めたことだから全員が参加しなければならないという強制ではなく、自主的な参画・協働が原則であり、参画をしないことにより不利益をうけることがあっては、地域社会の健全な発展の障害となります。このため、あえてこの規定をいれるものです。
31	第4章 第6条	第6条(市民の権利)に第5項を追加(または第1項に追加) 「5 市民は、身体その他の障害にかかわらず、それを保障する便宜を受けながら、まちづくりに参画する権利を有します。」	身体障害者、視聴覚障害者、あるいは育児中で時間がとりにくい等の生活上の障害のために、参画の意欲を持ちながらもそれが出来ない市民が現実にいる。それらの人も一市民として参画できるように、行政やコミュニティの配慮と支援を拡大していく必要がある。この種障害者の存在は、市民活動の主体として認識されず一般には議論の対象から忘れられているか、あるいは保護・介助の対象として認識されることが多いようだが、市民活動の主体であるということを明確に意識するために上記文言を入れたいと考える。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
32	第4章 第6条	第6条(市民の権利)に第5項を追加 「5 市民は、花巻市の歴史・伝統・文化を共有する権利を有します。」	現在の花巻市においては一市三町が合併して新花巻市を誕生させたが、それぞれの市町は歴史・伝統・文化を有していた。合併によって旧花巻市の歴史・伝統・文化が現花巻市の歴史・伝統・文化に置き換えられ始めている。一市三町の歴史・伝統・文化を改めて見直し、融合させなければならない。 現在の市政ではこの歴史・伝統・文化は財政投資効果がないと軽んじられております。将来に禍根を残すのでこの項目を追加して欲しい。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
33	第4章 第7条	第7条(市民の責務)を修正 「事業者(市内で事業活動を行うものをいう。)」 「市内で事業をする人」	カッコ書きの説明は不要。「やさしく簡潔に」願います。	ご意見をふまえ、「市内で事業を行うもの」に修正いたしました。
34	第4章 第8条	第8条(子ども)第2項を修正 「すべての子ども人権が守られ、健やかに育つ環境をつくるよう努めるものとします。」 「第1項の子ども権利を尊重するものとします。」	第2項は第1項の子どもの権利をまもる、尊重することを規定すれば良い。(児童憲章というところまではいらない。)	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
35	第4章 第8条	第8条(子ども)に第3項を追加 「3 市長及び市の執行機関は、全ての子どもたちに、義務教育に於ける基礎学力を保障します。」	第8条に「3 市長及び市の執行機関は、全ての子どもたちに、義務教育をに於ける基礎学力を保障します。」を加える。 市民自治とは 「市民が自ら考え、決定し」(前文15行目)、「責任をもって主体的に」(第2条)参画し、「自治の進展を図る」(第1条)ことを、市民自治という。 基礎学力とは 市長や、市の執行機関が行う資料に基づいた説明・解説を聞いて、総合計画や財政運営等市政に関する事項を理解できる学力を基礎学力という。 第3項を加える理由 まちづくり基本条例を絵空事で終わらせないために、市民自治の必須条件である基礎学力の保障を明記する。60点以下が過半数では、条例をいくつつくっても、市民自治は実現しない。	参画と協働をまちづくりの基本原則とする基本条例であることをふまえ、個別の条例や計画、施策等に関する内容は、必要最小限にとどめております。
36	第4章 第8条	第8条(子ども)を修正 「子ども」「子ども(18歳未満)」	住民投票権との関係上、報告どおり18歳未満を明記する必要がある。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
37	第4章 第8条	第8条(子ども)を修正 「その年齢に応じて」を削除し、「子どもの最善の利益」(子どもの権利条約)を活かす。 (修正案) 「第8条 子どもは、自己の意見を表明でき、まちづくりに参加する権利を有します。 2 市民、市議会及び市は、すべての子どもの人権が守られ、子どもの最善の利益を保障しなければならない。」	子どもは一人一人発達段階が違い、その発達に応じた保障がされなければならない。また、子どもの権利条約にある「子どもの最善の利益」を活かすこと。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
38	第4章	第4章の標題を修正 「市民の権利及び責務」「市民の責務と権利」	昨今の大人の道徳心の低下は嘆かわしいものがあります。これに警鐘を鳴らす意味からも「責務と権利」とすべきと提案する。結合語を「及び」から「と」としたのは、「及び」には「及ぶ」の語意の中の「勢力や影響がある範囲に行き渡る」の意味があるため、「及び」は単なる接続語に過ぎないのに権利のほうが高位にあると、誤解されているのではないかと感じる。憲法の第3章国民の権利及び義務の31カ条のうち義務に関しては2カ条しかないのも根底にあるのかもしれない。 「責務の履行なくして、権利の主張なし」の精神を教育の柱の支柱に加えて頂きたい。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
39	第4章	第4章(市民の権利及び責務)に関する意見	・「まちづくりに寄与するよう努めるものとします。」(第7条第2項)は、共生しますと断言すべきである。総体的に花巻の経済は、かせん化が進み、特定の業者に依り市場が構成され、或る者に依っては、県下一値段の高い例も散見される。 ・(子ども)の項は、結構と思考する。(市民会議提言第4条も同じ)	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
40	第4章	第4章(市民の権利及び責務)を修正 ・第××条(市民の権利) 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。この場合において、参画しないことによる不利益な扱いを受けないものとします。 2 市民は、行政サービスの提供をひとしく受ける権利を有する。 3 市民は、市政に関して市議会及び市の執行機関が保有する情報を知る権利を有します。 4 市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。 5 市民は、良好な環境のもとで平和で安全に生きる権利を有します。 ・第××条(市民の責務) 市民は、まちづくりの主体として自らの責任と役割を認識するとともに、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持つものとする。	(市民の権利) ・市民等の権利に関しては、まず、「まちづくりに参加する権利」が挙げられる。これは、地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利や選挙に参与する権利を一步進めた、自治の実現のためにまちづくりの過程に、意見を表明し、提案するなど手続的に参加する権利として認められるべきとされるものである。 ・本条で規定される権利が具体的な請求権となるためには、個別条例等の制定が必要となり、個別条例の規定の整備とあいまって具体化が図られる権利としての性格を持つといえるのではないか。 ・まちづくりに参加しない市民等が、そのことだけで不利益を受けないようにすることも必要である。私の居住する地区では一部有力者とその取巻きたちがコミュニティ会議を私物化し、地域民主主義に逆行する学芸会レベルのくだらない事業を「まちづくり」のためと称して、否応無く参加を強制する傾向が強辟易している。私はこれを「まちづくり真理教」と呼んでおり、ほとほと迷惑している。参加しない市民等が不利益を受けよう行政が配慮する義務を負うとともに、できる限り多くの市民等が、参加できるための誘導や支援のような実効的な施策についても検討を望みたい。 (市民の責務) ・この規定は、まちづくりを進めるうえで、市民が互いにまちづくりに参加する権利を尊重すること、自らの発言や行動に責任を持つことを明確にするものである。一人一人の市民がまちづくりに参加する権利を有することを踏まえ、市民が互いのまちづくりに対する考え方を尊重し、理解と協力に基づいてまちづくりを進めていくことを市民間の約束事とする趣旨である。 ・市民が自らまちづくりを進める上で様々な権利があることを前条で明記したが、本条ではこうした権利を行使することに伴って生まれる、まちづくりの主体としての責任と役割を自覚すること、また、市民の権利の1つである「市政に参加する権利」を行使することを通じて地域社会づくりへ主体的に取り組むことを併せて規定している。本基本条例の中でこれらを「責務」として規定することにより、市民自らが改めてその意味を確認することは、まちづくり並びに市民自治の推進という観点からみて必要不可欠なことといえる。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
		<p>・第××条(事業者の責務) 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>・第8条(子ども)の規定を削除。</p>	<p>(事業者の責務) ・事業者も市民等の一部であり、特に、その社会経済活動がまちづくりに与える影響も大きいため、「公共領域」を構成する主体の一員としての協働の観点から、まちづくりに配慮し協力する責務を規定することは極めて意義深いと考えられる。</p> <p>義務の伴わない、権利のみの条文規定は好ましくない。 ・第8条の「子ども」において「年齢に応じてまちづくりに参加する権利」とありますが、具体的にはどのような内容の「権利」を想定しているのか不明である。「子どもの権利」論を積極的に展開する者の中には、子どもと大人を対置して機械的に平等を強調し、極論すれば「子どもの目線で大人社会を変えるべきだ」というような、文化の伝承や教育の意義を否定するような持論を展開する者がいる。「子どもの権利」の特別規定は、そのような論に社会的根拠を与え、市政や教育の現場に混乱をもたらすことが危惧される。</p> <p>・子どもの権利のみを取り立てて掲げる根拠性はどこに求められるのか、これは全体としての「市民の権利」に含まれるので、特定の意図なく別に一条項を設ける必要があるのか疑問である。子どもも市民の一員として位置づけられるのなら、「障害者の権利」「高齢者の権利」などにまで及ぶべきとする論法になるのではないか。</p> <p>・保護意識の推進と、子どもの自治学習、施策における子ども目線の重視を「権利」の観点から一つにくくるのは無理があると思います。前者は基本的人権の保障を親や社会に求めることであり、後者は政治的主体としての教育、施策ニーズに関する配慮であり、混同は望ましくないと思います。</p> <p>・「子供を大人に引き上げようとはせず、逆に子供の行動にあわせてふるまう社会、このような社会の精神的態度をビュアリズム(小児病)と名付けよう」とホイジンガは書いている。判断力が育っていない子供が権利意識を肥大化させ大人や行政や社会に絶えず不満を表明させるような子どもの権利規定は不要と考える。子どもの尊厳が守られるということは、子どもの権利というよりも国、地方自治体、地域社会そして親の義務であるのでそうした視点からの再検討を望みたい。</p> <p>・平成六年五月に発布した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は国連の世界人権宣言などの基づき児童の保護と援助を保障することを目的として、制定されている。特に開発途上国の恵まれない子供を守るためにつくられたはずのもので、発達途上国においては、子供の基本的人権すら守られていないという実態があるため、特に、これらの国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることから定められ、わが国も遅れて批准したものである。 発達途上国の貧困、無教育、子供の売買、子供の酷使などを問題として作成されたもので、基本的人権が憲法で明確に保障されているわが国において、こどもの尊厳を守るという論拠をこの条約に求めるのは筋違いであると思う。</p> <p>・ところが、わが国にはこれを曲解してそれを政治的に利用しようとする勢力が蠢動している。いわゆる「子供人権屋」はこの条約を根拠にして、子供に国旗国歌に反対させ、「ゆとり教育は子供の余暇権」とか「厳罰主義の少年法改正はいけない」、「道徳教育は子供がおりのままに権利に反する」などとして、子供を利用して、政治を自分たちの言いなりになるように狙っており、条約の主たる目的と趣旨を悪誤解している。</p>	
41	第5章 第9条	<p>第9条(市議会等の役割と責務)の追加・修正 ・第1項として「市議会は、市政の運営を監視し、けん制します。」を追加。 ・第1項と第2項をつなげ第2項を「市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう開かれた議会運営を行い、説明し、応答する責務を有します。」に修正。</p>	<p>・第1項について 自治体の不祥事(大阪市の放漫経営、大阪府等の裏金問題、福島県等の談合疑惑、夕張市の財政負担)を防ぐには議会のチェックが不可欠である。 個人住民税の増税は、住民の自治体や議会を見る眼を一段と厳しくすることになりうる。行政寄りの現議会には本来あるべき姿に戻るべき時期にきている。 以上の点から議会の最重要任務は議決でなく市政のチェックに存する、と思われる。 ・第2項について 現行の条文より左記条文の方が適切である。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
42	第5章 第9条	<p>第9条(市議会等の役割と責務)に第4項を追加 「4 市会議員は立案されたものの実現に向けて活動します。」</p>	<p>市会議員はともすると、議場において発言し、条例を採決すればそれでよしとする傾向があります。それは間違いで「まちづくり」リーダーとして市民と共に汗を流す責務があると思っています。その行為が市民に「まちづくり」を促す原動力になります。協働とはそういうことでしょう。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
43	第5章 第9条	<p>第9条(市議会等の役割と責務)を修正 政策提言・政策立案活動を支援する事務局機能強化を議会に促す条項を追加。</p>	<p>政策提言・政策立案活動について不十分ながらも言及した点は評価するが、これを支援すべき事務局機能の強化(質と量の両面を含む)を議会に促す条項が不可欠。</p>	<p>参画と協働をまちづくりの基本原則とする基本条例であることをふまえ、個別の条例や計画、施策等に関する内容は、必要最小限にとどめております。</p>
44	第5章	<p>第5章(市議会等の役割と責務)に関する意見</p>	<p>案の前のことをなぜ条文化しなければならぬのか? 行政と議会との馴れ合い、不可侵、無関心、自覚の欠如、不勉強、有権者無視との相乗効果が、地方議会活性化のネックとなり審議する迄の努力だけに終止した結果と認識する。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
45	第5章	<p>第5章(市議会等の役割と責務)を修正</p> <p>・第××条(議会の役割及び責務) 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。</p> <p>2 議会は、執行機関としての市長と相互に牽制し、かつ、均衡と調和の関係を保持することにより、公正で円滑な市政運営を確保するものとする。</p> <p>3 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、常に市民に開かれた議会運営を行い、説明し、応答する責務を果たさなければならない。</p> <p>4 市議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。</p> <p>5 市議会及び市議会議員は、議会の本質が言論の府であることを認識し、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、議員間の自由な討議の推進を重んじなければならない。</p> <p>・第××条(議員の役割及び責務) 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。</p>	<p>・議会は、憲法第93条第1項に基づき市民の直接選出により構成される合議体として、自治体の意思決定を行う基本的組織であり、公共領域を担う一員としての役割の大きさを考えると、議会に関する規定も間接民主制の充実を図る観点から、「まちづくり(自治)基本条例」に市民の信託を受けた議事機関として議会の組織及び運営全般に関して規定を置くことは、市民自治の確保という観点からみて最も基本的な要請である。</p> <p>・一般に、最近の傾向では議会関係規定のないものはほとんどない。しかし、内容的には、議会や議員の役割を抽象的に規定するにとどまるものばかりで、市民と議会の関係が曖昧なままになっているところが極めて気掛かりだ。日本の自治体は、議会と首長を住民による直接選挙で選出する二元代表制を採用しているが、「参加・参画」という表現がある時には、それは行政側・首長側に対する市民の参加・参画を意味している場合が多いようだ。そのことは、議会が住民の意見を十分に汲み取りきれていないという実態の反映とも理解できるのではないか。</p> <p>・議会・議員に関する条項が少なく、また総括的で、具体性に欠くのではないだろうか。具体的には、「市民の信託に基づく代表機構としての議会の位置づけを明記する」「言論の府である議会の本質に基づき、議員間の討論を基本においた運営を行う」「意思決定のプロセスを市民に明らかにするためにも、代表者会などを原則公開で行う」「公聴会など、参考人制度を十分活用し、審議のプロセスへの市民の意思の反映を行う」「市民への説明責任を明確にする」「政策提言など、立法機関としての機能を高めるためにも市民との協働を積極的に進行」「議会の権限(役割)と責務と、議員の責務とは別に規定する」「資料調査や収集など、議会機能を強化し、議員をサポートする議会事務局の体制を強化することなどが必要である。さらに、議会本来の議事活動をより充実したものとするための工夫として、議事事項の追加に関する規定(地方自治法第96条第2項参照、議会が十分な立法活動)を行えるための組織の整備に関する規定(専門で常設な調査組織の設置に関する規定や議会事務局の情報収集やサポート機能の充実に関する規定を盛り込むことも考えられるのではないか。</p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>・現状の議会、議員のあり方を前提にするよりも、まちづくり基本条例によって変えていくという姿勢が重要であると考え。例えば、現在の議員が担っている地域代表的な役割は、実際は市民が行政と直接交渉することのできる分野であり、議員には、市政のあり方、方向性など、より高レベルな課題に取り組んでもらいたい。議会権能については、第28次地方制度調査会答申「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」に基づく改正地方自治法の内容をうけた、規定の見直しが必要なのではないか。</p> <p>・多くの人が議会の形骸化を指摘している。いろんな世代、特に未来の世代の観点から見た場合に、議会の仕事ぶりが適切だったかどうかを見守る機能がないことも大きな問題だ。その原因は、機関委任事務で国の請負的な仕事が多かったため、独自性を発揮しにくかったことに起因している。しかし、現在、状況が新しく変わっているということ踏まえた上で、過去の議会改革の議論などを振り返ることも必要になってくると考えている。</p> <p>・市民等が関心を持つ開かれた議会に向けて、花巻市では、他市に先駆けて本会議のインターネット中継を行っているが、さらに常任委員会や特別委員会等のインターネット中継を行うなど、開かれた議会の実現に向けた取組みを明確にする条項が必要である。</p> <p>・市民が提出する請願及び陳情等は市民による政策提案であり、議会はこれらを委員会において審議するに当たっては、提案者が意見を述べ、及び委員会の委員と提案者が当該事案に関して意見を交換する機会を設けなければならない。</p> <p>・議会は、常任委員会の運営において、地方自治法第109条第4項に規定する公聴会制度及び同第5項に規定する参考人制度を積極的に活用すべきであり、特別委員会においても必要に応じてこれらの制度を活用するものとする。</p> <p>・市政は、市民の選挙によって選出され正統性の根拠を同じくする市長と議員とによって構成される議会が、両機関の特性をいかして、市民の意思を市政に的確に反映させることをめぐる競い合う、緊張関係のもとで運営されなければならない。市長は主として市政を統合する観点から、また、議会は主として市政の争点を開示する観点から、両機関の関係の透明性を確保し、市政における最良の意思決定を導くように努めなければならない。</p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>・議員は、市民の代表として、地域のまちづくり活動に積極的にに関わり、広く市民との対話等を通して、自らの考えや活動を知らせるとともに、自治基本条例の基本理念及び基本原則に基づき、公平、公正及び誠実に職務の遂行に努めなければならない。そのためには、日頃から積極的な調査研究を行い、議会活動を行うことが望まれる。</p> <p>・議員は、地域のまちづくり活動に積極的にに関わり、広く市民との対話等を通して、自らの考えや活動を知らせるとともに、市民の意向把握に努めることが求められる。議員自ら、まちづくり基本条例のあり方を考え、住民の立場で積極的に参画すべきではないのだろうか。</p>	<p>ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。</p>

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
		<p>・第××条(議決事項) 議会は、地方自治法第96条第1項に定めるもののほか、別に条例で定めるところにより、総合計画の策定等の重要な案件をその議決事項とする。</p>	<p>・市域を1選挙区として選ばれた議員は「地域」代表なのか、市民全体の「代表」なのかをもう一度じっくりと考える必要があると思ふ。市域を1選挙区として選ばれた議員は、市民全体の「代表」であってほしい。仮に地域代表であるとする、「地域自治区制度」との絡みはどうなるのだろうか。</p> <p>・間接民主主義が原則だというのは、そこに限度があるからで、良いまちづくりにする権限と責任は住民自身が持っています。代表制民主主義で議会が議会としての役割を果たすということは、住民の代表である議会の議員として住民に対し説明責任をまっとうすることです。</p> <p>・政策提言・立案など、立法機関としての機能を高めるための、また、議員が市民等と地域における問題や課題を共有するため、市民との協働の規定が必要ではないか。</p> <p>(議決事項) ・また、新たに創設する規定として、地方自治法第96条第2項に係る議決事項の追加に関する規定を定めた。創設的な規定としては、現行の地方自治法には直接定めていない規定で(法が条例にゆだねた事項も含む、市民自治の確保という観点から必要と考えられるもの)である。当該規定は、地方公共団体の意思の決定機関としての議会の機能を強化するため、同法第96条第1項に限定的に列挙された事項に加えて、必要と認められるものを条例で議会の議決事項に追加指定することができるようにしたものである。本条は、この規定に基づき設置したものであり、政策の実現に向けて、議会が計画の段階から積極的な役割を果たすことにより、市政の透明性が確保されるとともに、執行機関に対する議会の牽制機能の強化という面でも意味があるものと考え、規定した。</p> <p>・議事事項の追加については、地方自治法第96条第2項で「条例で...定めることができる」とされていることから、本条例で規定すればそれで足りると考えられるが、議決が必要な範囲やその内容等の基本的事項を規定するためには、独立した条例を別途制定するのが望ましい。また、「重要な案件」としては、総合計画の策定のほか、特定課題に対応した個別計画・指針の策定などが想定される。</p>	
46	第6章 第10条	第10条(市長等の役割と責務)を修正 ・第1項「市長及びその他の執行機関」「市長及び市の執行機関」 ・第2項・第3項「市長」「市長及び市の執行機関」	「その他の執行機関」は、「市の執行機関」の方が第2条の定義が生きてきて良いと思う。2項も3項も主語は「市長及び市の執行機関」とした方が良い。	ご意見をふまえ検討した結果、市を統括し代表する「市長」の役割と責務を規定いたしました。
47	第6章 第10条	第10条(市長等の役割と責務)第3項を修正 「市長は、市職員の」「市長ならびに各執行機関の責任者は、職員の」	職員の能力に関しては、各機関における専門性についても重視されなければならない。それゆえに漠然と市長責任にすることなく、各執行機関の責任者(長)にはそれぞれの機関に属する職員の研鑽に第一義的な責任感をもってほしいという主旨。なお、このように併記するほうが、第2条(2)市の執行機関という定義にも合致する規定と考える。	NO.46を参照ください。
48	第6章 第10条	第10条(市長等の役割と責務)に第4項を追加 「4 市長は、市と共にまちづくりをする責務を有します。」		ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
49	第6章 第10条	第10条(市長等の役割と責務)に条項を追加 「市長は市民に信託された代表者として、市民の意見・要望を的確にくみ上げ、公正・透明で適法な市政運営を通じて自治の充実に努める。」を追加。	市長は市民に信託された代表者であることを記す。また、市政の透明性、適法・公正な市政運営を掲げるべきである。また、表現は市民会議の提言が良い。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
50	第6章 第10条	第10条(市長等の役割と責務)を修正 「その他の執行機関」「市の執行機関」	その他の執行機関とは何を指すのか？市政を運営するのは定義上、「市の執行機関」であり、その長では？	NO.46を参照ください。
51	第6章 第11条	第11条(市職員の役割と責務)第2項を修正 「職務の遂行」「自立した行政を担うため」	現行の表現だと、当たり前のことである。 機関委任事務が廃止されたことによって、国や県との関係が上下主従型から対等平等型になった。が職員の意識は、従来通りではないか？自立した行政を担うことが可能となるよう職員の意識改革が必要である。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
52	第6章 第11条	第11条(市職員の役割と責務)の第3項を修正 「努めるものとします」「参加するものとします。」	従来からも市職員は地域の行事、街づくりの事業について消極的で、殆ど参加していない。地域住民から「市職員は市役所に出勤してハンコを押せば地域の事はどうでもいいと考えている」と言われてきている。このまちづくり条例を本気で実行するのであれば「市民汗を拭わざれば拭うべからず」の気持ちを市三役、市議会議員、市職員が持ってもらいたい。「魁より始めよ」。	職員の参加を強制するような表現は、法令に違反する恐れがあることから、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
58	第7章 第13条	第13条(市民参画の手續)を修正 意見交換会、パブリックコメントにおいて、市民が十分に検討できる日程とすることを義務付ける。	・意見交換会の開催決定発表に際しては、事前にその内容を周知するとともに、市民がその内容を十分検討する時間的余裕を見て、開催日を決定するよう義務付けを条文化願いたい。 ・パブリックコメントの募集に際しては、しみが提示された案(親切な説明書を含む)を十分検討する時間的余裕を見て、締切り日を決定するよう義務付けを条文化願いたい。	参画と協働をまちづくりの基本原則とする基本条例であることをふまえ、個別の条例や計画、施策等に関する内容は、必要最小限にとどめております。
59	第7章 第13条	第13条(市民参画の手續)の修正 市民会議提言の表現に修正。	文言の曖昧さが、時として、後々の紛争の種となる。解釈の余地を残すべきではない。市民会議提の採用を希望す。	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
60	第7章 第15条	第15条(市民参画・協働推進委員会の設置)を削除 (または理念を明確にする条文に変更) ・「市民参画・協働を推進するため、花巻市市民参画・協働推進委員会を設置します。」 ・「委員会は市民・コミュニティおよび執行機関選出の委員により構成されます。このうち執行機関選出委員は構成員の半数以下とします。」 ・「委員会の決定は、市民・コミュニティおよび執行機関の各々において尊重されることで、協働の推進に寄与します。」	委員会の目的・構成等に関して基本条例にふさわしい根本的な考え方が示されていない。「説明」では、市政への参画・協働が適正に推進されるよう…と、たんなる行政の下部組織或いは諮問機能的な発想しか感じられず、協働の理念が見えない。このレベルは基本条例ではなく、必要なら個別条例として定めるべき性格のものでしょう。もしくは、左記のように市民の積極性を引き出す形の文言にするのがよいと思う。	別に条例等により定めることとしております。
61	第7章 第15条	第15条(市民参画・協働推進委員会の設置)に関する意見 明確な表現をもって必須の委員会であることを強調して欲しい。	設置する委員会の役割と責務が明記されておらず、設置の必要性の表現に乏しい。	花巻市市民参画・協働推進委員会の具体的な役割や構成等については、別に規則を定めることとしているほか、条例の説明文にも委員会の役割を追加いたしました。
62	第7章	第7章(参画と協働)を修正 「第7章 参画と協働」を、市民会議提言の第13条、第14条の(2)(3)を本章の全文とする(現行の第12条～第15条は、「市民参加条例」の中で条文化する)。 市民会議提言書 第13条(参画及び協働の原則) 市民、市議会及び市は、市民自治を推進するため、それぞれの役割と責務に基づいて参画し、協働することを原則とします。 第14条(参画・協働機会の保障) (2)市は、市民参画及び協働を推進するために制度の整備を行い、市民自治を保障します。 (3)市民の参画と協働について必要な事項は、別に条例で定めます。	参画と協働は、まちづくりを具体的に推進するために重要な要件であり、別途「市民参加条例」として策定すべきである。 大石市長が立候補時のマニフェストで、本条例と並べて「市民参加条例」の制定を公約している。	NO.61を参照ください。
63		第7章(参画と協働)を修正 ・第12条(市政への参画) 第××条(市民参画の推進) 市の執行機関は、市政への市民参画を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。 2 市の執行機関は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参画を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市の執行機関は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。 4 市長は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。 ・第14条(協働の推進) 第××条(協働の推進) 市民、市議会及び市の執行機関は、公共的課題の解決に当たり、協働によるまちづくりを推進するものとする。 2 市議会及び市の執行機関は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。 3 市議会及び市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、その活動の自主性及び自立性を尊重するものとする。	(市民参画の推進) ・市民参画に関しては、抽象的な規定を設けるだけでは、行政側に「審議会を開催している」などと「市民参加のアリバイ」をつくったとして逃げられる可能性があり、それでは意味がない。市民参加の新しい形態を、従来の政策を批判する形で提示して欲しい。 ・市民参画は「市民が、責任をもって主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわること」と定義している。この条項は、自治の基本原則の一つである「市民参画の原則」について、その在り方を明らかにするために設けたものと思うが、市民参画が進むには具体的な制度の充実に努めなければならない。確か、大石市長のマニフェスト集には、まちづくり基本条例と並び、市民参加条例の制定を明記してあったが、市民会議素案から削除に至ったのは誰の判断でどんな理由に基づき行ったのか？しつかり説明願いたい。 (協働の推進) ・この条項は、協働による公共的課題の解決を推進していくことを明らかにするために設けるものである。 ・「行政が市民を下請的に使う」という協働についての間違ったイメージを払拭し、対等のパートナーとしてお互いの持ち味を引き出していくためには、相互に正しい認識を共有し、事案ごとに異なるお互いの役割分担について事前に十分に話し合った上で、協働を行うことが必要となる。市民と市議会及び市長等がこうした取組を繰り返す中で、徐々に環境を整備し、市民提案型の協働の推進へとつながることを期待するものである。	ご意見をふまえ検討した結果、別に定めることとしております。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
		<p>・第15条(市民参画・協働推進委員会の設置)に関する意見</p>	<p>・公共分野において、行政主導という名の下に、行政が独占的な地位を占めてきたことによる非効率・非効率に対する疑問が投げかけられる中、市民やNPO、事業者等の様々な主体が地域社会において果たす役割を認識し、それぞれの権利と義務・責務を通じた協働関係による統治、言い換えると、地域共治(ガバナンス)が求められている。この地域共治の確立を基本条例中に位置づけるべき。</p> <p>・地方分権の時代においては、花巻市の最も重要な機能は、市民、事業者、NPOなどの各主体がそれぞれの特性を生かしながら自立することへの支援と「公共領域」全体の総合調整であると考えられる。さらに、花巻市のみならず、国や岩手県などの行政主体とも連携しつつ、多様な公共的活動の「なかだち」としてそれらをコーディネートする働きを市が担うことを求められる。こうした協働を地域において実現するための制度として、地域共治(ガバナンス)組織の設置を提言したい。</p> <p>・「公共領域の共治(ガバナンス)」とは、「個人や企業、NPOなど、社会を構成する多様な利害関係者間の調整を行い、社会の長期的な安定と発展に向けた方向付けを行う機能と構造のことであり、個々人や各組織の私的な利益を超えて、社会全体の公益を追求するための仕組み」を指す。</p> <p>この「地域共治(ガバナンス)組織」は、「住民自治」の活性化を担う「地域コミュニティ組織」と「団体自治」を補完・強化する「地域自治組織」の役割との2面性を有する。花巻型とも呼ぶべき「地域共治(ガバナンス)組織」の創設は、これからの花巻市のまちづくりにおいて非常に重要なテーマであり、その創設に関する基本事項を自治基本条例の要素とすることが不可欠である。</p> <p>・協働における各主体間の関係は垂直の関係ではなく、水平的関係として把握される結果、より複雑化し、利害関係の競合、対立が起こりやすいとも考えられる。そこで、協働による地域統治における市の役割は、市民・NPO・事業者・国・岩手県等の各主体間の連携の「なかだち」及び「かなめ」として、自主性・自立性を発揮した計画的運営を行うことである。従って、異なる主体間の競合や摩擦、さらには衝突を緩和し調整する機能、すなわち、市民等との協働関係の確立に向けた総合的な調整機能が市の役割として重要となる。また、各主体間における合意形成や調整のための受け皿づくりも、市の重要な役割である。</p> <p>・市民活動ファンドの創設など、様々な工夫を考えていかないと協働は成り立たない。東欧諸国では%条例をやっているし、日本でも市川市で、住民税の1%を自由に使える1%条例を施行しているが、そのような制度を自治基本条例に位置づけられれば、原資を必要とするボランティアや各種団体に支援ができるので、よいまちづくりを行えるのではないだろうか。</p> <p>・政策目的に応じた参画の方法、協働の方法を考え、成果が上がるように(とくに、NPO、市民グループの連携を強め、ネットワーク化を推進)。関係する団体の積極的な協力が得られるよう、行政が主導して連携(ネットワーク化)を進め、人材育成施策を充実する必要がある。</p> <p>(市民参画・協働推進委員会の設置)</p> <p>・行政判断に恣意や裁量的な判断が挟まる余地はないのかという疑念がある。そのような要素が働かないように、自治基本条例の運用、推進、チェックを含めた機関を設け、職員への条例の遵守の徹底を図ることにより、恣意や裁量が働かないシステムをつくるのが大事なのだと思う。</p> <p>・これまでの形式的な審議会等への参加形態を改め、公募市民の割合や委員構成など組織のあり方や運営ルールなどを検討する、開かれた組織の設置が必要であり、「市民参画・協働推進委員会」の役割のひとつとして位置づけられてもいいのではないかと。</p> <p>・条例の現場業務への浸透や、本旨に基づいた組織間の機能改善や組織再編、他条例等の改定など、条例の積極的な運用と推進を図っていくための組織の創設は、条例化に際し欠かすことができない条項である。公募市民の大幅な起用を含め、その構成についても言及が必要である。</p> <p>・「市民、事業者、団体間相互に協働を推進する市の役割」を実現するためには、各主体間の協議機関の設置が必要であり、そのことを条例の中にうたう必要がある。その前に、市役所庁内の縦割り行政を解消し、庁内の協議機関を設置し、連絡調整することが必要と思われる、そのことも基本条例の中にうたうべきではないかと。</p>	
64	第7 ~9章	<p>第7・8・9章の順序の入れ替え 「第7章 参画と協働、第8章 コミュニティ、第9章 市政運営の原則」、 「第7章 市政運営の原則、第8章 参画と協働、第9章 コミュニティ」</p>	<p>述べられている内容から見て、こうした方がながれと整合性が良い。</p>	<p>ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。</p>

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
65	第8章 第16条	第16条(地域コミュニティ活動)第2項を修正 「実現するための団体を」、「実現するため、各振興センター内にコミュニティ会議を組織するほか、必要な団体を」	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな市役所、すなわち振興センター制がスタートして約1年経過した時点で「まちづくり基本条例」を制定するものであるから、この条例には、小さな市役所の考え方が生かされるべきと考える。 ・振興センターの主たる役割、業務は「住み良い地域づくりのための連絡調整や情報提供、実践活動」である。 ・各振興センターに設置されているコミュニティ会議はその活動の中核となる機関である。 ・従って、第16条の素案条文にある「団体」は広義で妥当性は認められるが、小さな市役所制の中核にコミュニティ会議が組織されているのであるから、16条には具体的な団体名称も加えた方が、わかり易く、且つ、活動もしやすいと考える。 	コミュニティ会議は、地域住民が自主的に組織するものであり、条例で義務化するものではないことから、条例案のとおりといたしました。
66	第8章	<p>第8章(コミュニティ)を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・章の見出しに都市内分権を加え「第8章 都市内分権、コミュニティ」とする。 ・第××条(都市内分権)市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。 <p>第16条(地域コミュニティ活動) 第××条(地域自治区におけるまちづくり)市長は、前条に定める仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置し、地域協議会及び事務所を置く。</p> <p>2 市は、総合支所を拠点として、区域内の市民との協働により、自治区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>3 市は、自治区における課題について、区域内の市民の意向を把握するとともに、合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める</p> <p>第××条(振興センターを拠点としたまちづくり)市の執行機関は、振興センターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 振興センターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成される地域コミュニティ会議その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。</p> <p>(1)まちづくり活動の機会の充実に関すること。</p> <p>(2)まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。</p> <p>(3)まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。</p>	<p>章の見出しに、都市内分権を加え「第8章 都市内分権、コミュニティ」とする(都市内分権)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権一括法の施行以来、地方自治体自らが決定できる範囲(権限)は拡大されている。より市民に近いところに政策の決定の場を移すという分権改革の目的を実現するには、次段階として、市民の意思と責任に基づいて市政運営が行われる住民自治の充実が必要となる。その手立てとして、一定の地域において、そこに住む市民が、身近な地域の共通課題や、将来の地域づくりの在り方を議論し、その方向性を決定していくという都市内分権の必要性が高まっている。もとより、都市内分権とは、「できるだけ住民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考え方を都市の内部に当てはめた考え方であり、市民が、それぞれ身近な地域の課題を主体的に解決することのできる仕組みにほかならない。この条項は、都市内分権の推進と、そのための仕組みである地域自治区について明示するために設けたものである。 <p>(地域コミュニティ活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティは、市民の主体性と連帯性の中から自然発生的に形成されるものであり、時には、コミュニティ間の利害が対立することがあると思う。また、コミュニティは、元来、行政への協力・補完機能としてよりも圧力集団的な性格を有している。この点、一律には定義できないコミュニティづくりを市が支援し、また、市民の積極的参加を本条例で呼びかけるのはいかなるものか。 <p>・「コミュニティ」についての画一的な定義はないのだろうが、この条例においては、「人と人」のつながりを出発点とし、多様な考え方や立場の「人」が共通の目的の下に集まり、地域に関わりながら活動する団体と広くとらえることとしたい。市民生活は、人と人とのつながり、助け合いの中で、営まれるものである。市民が、各種の「コミュニティ」に主体的に参加することを通じて、一人ひとりに自治・まちづくりの当事者としての意識が醸成され、自ら考え、責任ある行動をとることへとつながることを期待したい。</p> <p>(地域自治区におけるまちづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの地域における自治活動は、「地域自治区制度」を俯瞰しながら、地域の課題を洗い出し、地域の問題は先ず地域で解決していくという自主・自律の活動が求められている。そして、それを担っていく主体は地域住民や旧来からの地縁団体だけではなく、地域で活動する市民団体・NPO、地域に事務所を構える事業所や大学などの教育機関であることが望ましい。 <p>・条例中に、「地域自治区」の規定が見られず、花巻市地域自治区設置条例との整合が図られていないのは何故か？昨年9月の大水害時の対応でも露呈した様に、小さな市役所構想のあおりで、地域自治区の事務所である総合支所を弱体化させている市の誤った方針は見直すべきである。市は、自治区を拠点として、区民主体のまちづくりを促進することが合併時の重要協定であることを自覚すべし。</p> <p>(振興センターを拠点とした地域のまちづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自治によるまちづくりを目指すには、地域の身近な単位でのまちづくりを進めることが重要である。地域自治区よりも小さな単位でのまちづくりを条例に位置付け、支援していくことを定めるものである。既に、町内会や自治公民館、商店街など、市民が主体のまちづくり活動が進められており、こうした身近な地域での活動は市民自治の基盤と考えなければならない。市は、振興センターを拠点として、それぞれの地域の特性を踏まえた適切な支援を行うことを規定する。 <p>・最近、地域協議会やコミュニティ会議に類するものを創設する地方自治体が増えているが、必ずしもうまく機能していない。それは、自主的な組織なのか行政の一端なのか、位置づけ・役割が整理されていないからなのだと思う。したがって、当市におけるコミュニティ会議と地域協議会及び町内会・自治会との役割や相互の関係性も考慮しながら、全体の仕組みを整理する必要がある。</p> <p>・新たな地域コミュニティの創設を検討すべきだ。もっとも身近な地域の自治のあり方を十分議論すべきである。その構成についても、既存の地縁組織で置き換えるのではなく、地域を形づくっている地域住民、市民団体、学校や事業者など、多様な主体を考慮すべきである。地域自治の確立のために、地域の課題の共有化と合意形成を図ることで、地域の自治の実現を図る事を目標に掲げることが重要である。末端行政の代行や、地縁による束縛とボス支配からの離脱が、自治組織として有効に機能する為の最低要件である。自治公民館や町内会の意識改革が必要である。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
		<p>・第17条(市民活動) 第××条(市民活動) 市は、前条に規定する活動のほか、市民が自主的に行う営利を目的としない公益性のある活動について、市民自治の促進のために重要な役割を果たすという認識の下に、その活動を促進するため必要な環境整備に努めるとともに、NPOなどの市民活動と協働で政策を実施するに当たっては、その活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、対等かつ協力の関係を築きながら進めていくものとす</p> <p>・第××条(市民によるまちづくり活動の促進) 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。</p>	<p>・地域活動やまちづくりを担う地域コミュニティの選択肢の一つとして、小学校区単位が考えられる。小学校が統合され既に30年近くも経過している僅か200～300世帯程度の大瀬川地区や八日市地区に関しては、「地域コミュニティ会議」の基礎単位としての適正規模を十分に検討していく必要がある。</p> <p>(市民活動)</p> <p>・市民自治の促進という観点からNPOを中心とした市民活動の意義を考えると、まず、市民自治の促進のための媒介的機能を果たしていることが浮かび上がる。本来市民自治とは個人が自治体の政策決定や運営に参加することを意味していた、しかし多数の個人がバラバラに意見表明するのではなく特定の使命の下に人々が結合している団体としてのNPOをいわば媒介してこそ、より有効な市民自治の実現を目指すことができる。こうした市民自治を促進する媒介としてNPOなどの市民活動の位置付けを表現した規定が考えられる。</p> <p>・NPOを中心とした市民の組織的活動が、自治体政策の立案・実施・評価のそれぞれのプロセスにとって不可欠な存在となっていることは疑う余地はない。NPOなどの市民活動の意義は、市民自治促進のための媒介機能を果たしているだけでなく「新たな公共」といわれるように、政策の担い手としての機能も重要であり、今後はこうした活動範囲がますます拡大し、自治体側は、適切な役割分担と関係の持ち方についての一般的ルールを用意する必要がある。いうまでもなく、それは自主性・自立性の尊重であり対等で平等なパートナーシップの確立である。公共性を持つNPOを中心とした市民活動の内容に着目してその活動の意義を確認すること、支援や協働で事業を推進する際の仕組みをまちづくり基本条例の中に位置付けることが求められる。</p> <p>・新たな「地域コミュニティ組織」が設置されたとしても、「地域コミュニティ組織」だけでは、なかなか地域の課題解決や活性化に結びつかない場合がある。一方で、区域に限定されない組織であるNPOが、地域における課題を活動やテーマとして位置づけ、NPOとしての専門性を生かして、解決を図ろうとする動きも見受けられる。そこで、「地域コミュニティ組織」の抱える課題とNPOの活動やテーマのマッチングを図るなど、地域を支援するNPOを行政として支援する制度の検討も必要である。</p> <p>・さらに、コミュニティ活性化策のため、先進事例の情報提供や制度の適用にあたっての法的手続の支援など、活動主体を支援する新たな団体「中間支援組織(インターメディアリー)」の役割と必要性を検討し、それを育成していくことが必要であると考ええる。</p> <p>(市民によるまちづくり活動の促進)</p> <p>・この条項は、協働、市民参画やコミュニティ活動の担い手となる人材の育成について明らかにするために設けたものである。自治とコミュニティ活動の維持・発展のためには、これを担う人材の育成が必要不可欠となる。「地域づくりは人づくり」と言われるように、「人材育成」を公共的課題ととらえることによって、相互に連携してあらゆる世代を対象として様々な機会を提供していくことが重要である。</p> <p>・「市民によるまちづくり活動」とは、地域コミュニティ(町内会その他の地縁を基盤とした団体)による地域のまちづくりなどの活動と、テーマコミュニティ(NPOその他の活動テーマを基盤として結びついた団体)による福祉、環境、文化などテーマごとのさまざまな活動の両方を表す。</p> <p>・「地方自治の本旨の実現」「情報共有に基づく市民参加」「共生と協働」を実現していくためには、市民の自律した自治活動が必要であり、市民の潜在能力ははじめ体験に基づく知恵や機動力等の社会資源を生かすと共に、市民の課題解決能力の育成という観点から、市民自治の活発化に向けた「市民エンパワーメント」(市民の本来持っている力を引き出すとともに社会的権限を与えること)の思想が求められる。「市民エンパワーメント」の確実な実行に当たっては、市民参加に向けた具体的な仕組みの構築と開かれた社会を支える広い意味での「社会教育」の機会の新たな展開が条件となる。生涯学習政策や公民館など、社会教育的な観点を見直すことが「市民エンパワーメント」の第一歩になる。地域住民の課題解決能力を育む学習の推進や、市民の自立に向けた学習に着目するべき。公民館事業のミッションなどを見直しながらさらに強化していくことが必要であり、そのようなことを記述するべきではないか。</p> <p>・まちづくりや地域社会の様々な課題に対する人々の問題意識や社会性を高めるためには、小中学校段階での教育、啓蒙が必要と思われる。年少期における地域社会との関わり方を、基本条例の中でうたえば、地域社会は少しは変わるのではないかと。</p> <p>・まちづくりについて市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めることが必要である</p> <p>地域における協働にむけた意欲と潜在力、生きた体験に根ざした知恵や機動力を生かしつつ、市民の地域課題解決能力を高めることを、まちづくり基本条例の理念の一つとして位置づけるべきではないか。</p>	
67	第9章 第18条	第18条(総合計画)に関する意見	市民会議提言では「これを実施します。」、素案では「計画を策定するものとします」となっている。文書訂正の事。	総合計画の実施は当然にされるべき内容であり、第10条では市政の運営について規定しておりますので、条例案のとおりいたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
68	第9章 第21条	第21条(個人情報の保護)に関する意見	18年度より、年金受給者、現況確認に住民票NO.記載が要求されている。市の窓口の対応は、現実を認識せず、350円の手数料を支払って、住民票持参を要求す。しかし保険庁添付、文書とは、無料で衆名実施している例文記載せり、認識の差感ず。	具体の施策への意見として今後の参考とさせていただきます。
69	第9章 第22条	第22条(説明責任・応答責任)に条項を追加 「市は、行政に関する市民の苦情に誠実、迅速に対応し、解決に努める。解決に至らなかった問題に関して請求があった場合、その理由を文書で回答しなければならない。」を追加。	苦情処理の内容を追加する。	参画と協働をまちづくりの基本原則とする基本条例であることをふまえ、個別の条例や計画、施策等に関する内容は、必要最小限にとどめております。
70	第9章 第23条	第23条(行政評価)に第2項を追加 「2市の執行機関は、まちづくりに関する計画、条例、規則等がこの条例に適合しているか定期的に評価し、必要な措置を講ずるものとします。」	第3条第2項の規定が形骸化しないよう積極的に評価すべきでは？条例等の有名無実化を防止し、社会の変化に敏感に対応すべきと思うが。	条例や規則といったルールは行政評価に含まれません。また、市民参画・協働が適正に進められるよう第15条に委員会の設置を規定しています。
71	第9章 第23条	第23条(行政評価)を修正 主要な事業以外についても、評価請求権保障の条項を追加。	「主要な」以外の施策・事業についても、一般市民が疑問等を感じた施策・事業に対する評価請求権保障の条文化を求める。	ご意見をふまえ十分に検討いたしましたが、条例案のとおりといたしました。
72	第9章 第23条	第23条(行政評価)を修正 「公表するものとします。」「公表し、結果について市民の意見を求め、取り入れていくものとします。」		ご意見をふまえ十分に検討いたしましたが、条例案のとおりといたしました。
73	第9章	第9章(市政運営の原則)を修正 ・第××条(市政運営の基本) 市の執行機関は、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。 2 市の執行機関は、情報公開と市民参画の関係、行政評価と総合計画の関係等この条例で定める市政の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 3 市の執行機関は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。 4 市の執行機関は、この条例で定める市政の制度が複雑化して市民を遠ざけることがないよう、簡素で分かりやすく、誰にも共有される制度の改善を不断に追究しなければならない。 ・第××条(総合行政の原則) 市の執行機関は、多様で個性豊かな地域社会の創造に向けて、総合的な市政運営に努めなければならない。	(市政運営の基本) ・市政運営の原則では、花巻市としての自治体改革の到達点を意識して条例案を作成すべき。これは条例内容の水準にかかわる問題である。これまで、花巻市は、内実とはかく表層的には、情報公開、市民参画、総合計画、政策評価、法務・財務を初めとする多くの制度に取り組んできたものと思うが、この条例案は、これまでの蓄積に学び、それらが今日到達している先端的な課題から多くの示唆を得て、高い水準の内容目指さなければならない。 ・この条項は、市政運営に当たり、市の執行機関が自らの方針として常に認識し、最大限に尊重しなければならない基本的事項を「基本原則」という形で明らかにした。これは、この条例で規定する諸制度を導き出す前提となる考え方である。 (総合行政の原則) ・多様化する市民のニーズに適切に対応するためには、様々な市政課題を横断的にとらえて、政策を総合的な立場から効果的に推進していくことが求められる。また、限られた行財政資源を有効に活用する上でも、総合的な視点からの政策の取捨選択が必要であり、効率的、効果的な行財政運営に向けた自己革新という意味で「政策の総合化」への取組は重要なものである。 ・こうした政策の総合化は、政策の立案、決定、実施、検証のすべての過程で進めるべきものであり、具体的には自治体組織のあり方や、総合計画等の基本方針の提示、予算編成政策評価等のあらゆる場面で全体として体系的に進められる必要がある。こうしたことから、最高規範であるこの基本条例において位置付け、規定することが求められよう。本条は、こうしたことを踏まえ、政策の総合化への取組の重要性を市政運営の根幹の考え方として位置付け、基本原則として明確化したものである。 ・まちづくり基本条例が最高規範であることを、その機能面から見ると「政策の総合化」、への取組といった点が重要となる。この政策の総合化とは、政策の立案、実施、検証のすべての場面で進められる必要がある。具体的には、厳しい行財政環境の中で、自治体が多様化した市民のニーズに適切に対応していくためには、政策の取捨選択が必要となる。これは、すべての政策についての費用対効果を厳密に計測すること、人事・組織面での不必要な部署を整理統合していくこと、その他自治体経営(マネージメント)の観点から効率的な行財政運営に努めていくことであり、その中から、真に市民のニーズに即した必要な政策は何かを判別し、重要度の高いものは生かし、他方で重要度が低いもの、競合し無駄な投資をしている政策があればそれを排除するということとなる。	ご意見をふまえ十分に検討いたしましたが、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
		<p>・第18条(総合計画) 第××条(総合計画等) 市の執行機関は、市のめざす将来の姿を明らかにし、市政運営の基本的な方向を総合的かつ計画的に示す総合計画を議会の議決を経て策定するものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、特定課題に対応した個別計画等を策定し、これを推進するに当たっては、総合計画が示す基本的な方向との整合性に配慮しなければならない。</p> <p>3 市の執行機関は、前2項の計画等を策定するに当たっては、市民の参加機会を確保し、その意向を反映するよう努めなければならない。</p> <p>4 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとする。</p> <p>・第19条(健全な財政運営) 第××条(健全な財政運営) 市長は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく説明(公表)しなければならない。</p> <p>3 市長は、市民に対し中長期の財政計画及び財政見通しを明らかにするとともに、毎会計年度の予算編成過程に関する情報の提供に努めるものとする。</p> <p> 予算の調製は市長に専属する。</p> <p>・第20条(情報の公開) 第××条(情報の公開) 市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、情報の共有による市政への参画を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を適正に公開するとともに、積極的に提供するものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、情報の作成及び公開において、これを効果的に推進するため、市民参加、総合計画、政策評価、財務会計、法務体制をはじめ、この条例に規定する他の様々な制度と結びつけて工夫しなければならない。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>・「総合行政」を実現するためには、市の政策の根幹である総合計画の策定が基本となる。財政運営や政策評価は、この総合計画に即して行われるべきであり、その評価をさらに総合計画へ反映させる、という流れを作り上げることで「政策の総合化」が図られ、総合行政は確立されることとなる。こうした体系化された一連の仕組みは「最高規範」として位置付けられるまちづくり基本条例に規定することにより、明確化されるべきものと考えられる。</p> <p>・花巻市の成熟度が高まっていくにつれて、立法・行政主体としての市の活動スタイルは、日々発生する行政課題にそのつど対応していくという課題対応型の行政運営から、様々な行政課題に対して長期的・総合的な視点から市の将来を見つめ、目指すべき将来像を市民等と共有する計画的・市民参加型行政運営に転換していく必要がある。</p> <p>・計画的な行政運営とは、計画を立てることよりも、計画策定の過程において、様々な形で市民を参加させ、市民の意向を反映するという点に意義がある。情報公開と市民参加のある行政運営の循環において策定される計画は、従来の行政の活動計画ではなく、市民・NPO・市民団体・事業者・国・岩手県等が力を結集し、花巻市という公共領域のニーズに計画的に対応し、行政の有するものにとまらない公共的資源を計画的に活用していくものである。であればこそ、市民・NPO・市民団体・事業者・国・岩手県などの、計画策定の段階からの参加を経た合意形成が不可欠であるといえるのではないかと考えられる。</p> <p>・第2項には、総合計画と特定課題に対応した計画、指針等との関係を明確にする意味で、両者の整合性に関する規定を設けた。特定課題に対応した個々の行政分野における個別計画や指針は、総合計画に基づいて策定され、それぞれの施策が実施される。こうした一連の過程を経ることにより、当該自治体における「計画の体系化」が図られることとなる。</p> <p>・第4項は、市民への説明責任の確保の観点から、総合計画等の推進に係る具体的な仕組みとして、進捗状況の把握、公表について規定したものである。</p> <p>(健全な財政運営)</p> <p>・この条項は、自主財政権の理念を明らかにする意味で、財政運営に関する基本的な考え方を明示し、財政情報に係る説明責任を明確化したものである。自主財政権に関する規定を盛り込む必要性は、いうまでもなく自主組織権の確保を財政的に裏付ける担保策が必要という点と財政民主主義の確保という点にある。したがって、財政民主主義の見地からの、財政情報の開示とアカウンタビリティ(説明責任)に関する規定が最低限のものとして挙げられる。</p> <p>・第1項において、財政運営についても総合計画や行政評価に即した視点が必要なことを規定することにより、政策と財政の一体化を図り、市政の総合化を目指すことを明示した。市政運営の基本的方向を示す総合計画に即した中長期的な展望の下に、財政運営を行うとともに、自主財源の確保などの取組により、財政運営の自主性、安定性を確保することによって、財政の健全化を図らなければならない。</p> <p>・分権化に伴い、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大するとともに、財政運営に係る説明責任はより一層重要性を増すものと考えられる。財政状況については地方自治法第243条の3により、条例を制定し、公表することが義務付けられている。また、予算についても同法第219条により、要領を公表するものとなっている。昨今では発生主義等の企業会計の考え方を導入してバランスシート等を作成し、情報提供するなど、公表する内容についても質的な拡充が図られているところである。第2項で「分かりやすく説明しなければならない」と規定したのは、こうした状況を踏まえ、より時代に即した手法で財政状況を説明することにより、市民に対する説明責任の向上を図ることを意図したものであり、財政民主主義の見地から、主権者である市民に対する財政情報の開示と説明責任について明示しなければならない。</p> <p>・自主財政権に関する近年の動きとして「中長期財政計画・財政見通しの規範化(計画化)」、「事業別予算編成の義務化と公表義務」、「予算編成過程への市民参加」等が挙げられる。予算編成過程に関する情報提供については、三重県や島根県など、既にいくつかの自治体において行われているが、ここでも、更なる財政民主主義の進展に向けて、市民に対する説明責任を徹底するため、中長期の計画・見通しとともに、予算編成過程の情報を提供することとした。これらは、内容的に十分熟していないものもあり、直ちに制度化できない面もあるが、こうした要請も加味する必要があると思われる。</p> <p>(情報の公開)</p> <p>・市民参加の前提として「市政の透明性の確保」という観点が非常に重要となる。これが実現されることによって、市民と市との信頼関係はより深まるとともに、市民の参加が一層促されることとなる。その根幹となる基本的な仕組みとして、市民への説明責任を踏まえた情報の公開及び積極的な提供を規定する情報公開条例に基づく情報公開制度について、本条例で改めて位置付けたものである。</p>	

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
		<p>・第22条(説明責任・応答責任) 第××条(説明責任・応答責任) 市議会及び市の執行機関は、政策の立案、決定、実施及び評価の過程において、市政に関して、市民に分かりやすく説明するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>・第××条(政策法務) 市議会及び市の執行機関は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めなければならない。</p> <p>・第23条(行政評価) 第××条(行政評価) 市の執行機関は、行政の透明性を高め市民への説明責任を果たすために、別に条例で定めるところにより、行政評価を実施し、その結果を市民に公表しなければならない。この場合において、市の執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。</p> <p>2 市は、行政評価に当たっては、市民の意見を適切に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、政策評価の結果を総合計画の推進、予算の編成及び執行体制の整備等に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>・第××条(公正で信頼の置ける行政運営の確保) 市の執行機関は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。</p> <p>3 市の執行機関は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p> <p>・第××条(公益通報) 市の執行機関は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(説明責任・応答責任)</p> <p>・市民が「市政に参加する権利」を行使する上での前提条件となる、市民に対する市の「説明責任」について、市政運営のあらゆる過程における根本的な原則として位置付けた。この「説明責任」には、政策形成過程における情報の積極的な提供等も当然含まれる。情報は結果ではない。過程こそ情報そのものである。こうした取組は市民の参加を促すのみならず、市政の透明性の確保にもつながるものであり、自治体の自己革新に向けた基本的要請ともいえる。</p> <p>・修正条文の第一項は、市民参画を促進していくために、市民の情報公開請求権の保障のみならず、市民が市政への関心や参画の意欲を高めることができるよう、市民に市政運営に関する情報を積極的に提供すること、また、そのためには市長等が市民の意向を積極的に把握し、市民と情報の共有を図らなければならないことを規定した。</p> <p>・第2項は、説明責任の対になるものとして、市民から市政運営に関する苦情等が市長等や市議会に寄せられた場合の対応を明らかにするために規定するものです。速やかに内容及び原因を調査分析すること、そして改善を要すると判断したものについて、再発防止等のための適切な処置を講じる義務を市議会及び市長等に課すものである。</p> <p>(政策法務)</p> <p>・この条項は、自主自立の市政運営の確立に向け、政策法務に積極的に取り組むことを明らかにするために設けたものである。地方自治体で実施する事務のほとんどが、法令に根拠を置いているが、地方分権一括法が施行され、国と地方自治体の関係が、「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係に見直されたことに伴い、地方自治体による法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充された。このような状況を踏まえ、ここでは、「政策法務」を「より良いまちづくりを実現するための主体的な行政活動」としてとらえ、それを推進するために、市議会及び市長等がこうした権限を十分に活用しながら、法務組織の整備や職員の政策法務能力の向上等を図り、条例・規則等の自治立法の制定改廃を体系的に行うとともに、法令等の自主的な解釈、運用のために調査研究を行うことを明らかにするものである。法律に書いてあることだけを行えばいいというものでもない。むしろ、法律の自主解釈権といったことを基本条例に取り入れることによって「市民自治の充実」が図られる。</p> <p>(行政評価)</p> <p>・「評価」については、公募と別の次元で考えるべき問題で第三者機関の設置が必須と考えられる。行政評価は、執行機関自らの評価に止まらず、市民が評価者(単なる市民参加型ではなく市民が評価の主体)となる仕組みを導入するべき。</p> <p>・本条は、行政評価を実施すること、併せて実施に当たっては条例に依拠することを規定したものである。行政評価は、行政内部のマネジメントのための単なるツールにとどまらず、政策形成過程における基本的な仕組みであり、市民に大きな影響を与えるものであることを踏まえ本条例に位置付けた。</p> <p>・第1項では、行政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たす具体的な仕組みとして、政策評価を実施し、その結果を市民に公表することを規定した。第2項は、政策評価の段階において、市民参加を行うことを規定したものである。第3項は、行政評価の結果を市政運営の様々な段階で反映させることを努力規定とし、制度としての実効性を担保する意味から、反映させる対象を具体的に例示したものである。</p> <p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保)</p> <p>・市は、市民の権利利益を保護するとともに、公正で信頼のおける行政運営を推進するため、監査委員制度や外部監査制度のほか、関連制度としてあるオンブズマン制度、行政手続条例に関することを定めた。</p> <p>・地方自治法第252条の27に定めのある外部監査契約に基づく外部監査制度の実施について規定したものである。外部監査制度は、より公正で効率的な行政を確保するため、執行機関内部の自己評価、自己チェックにとどまらず、外部から統制するシステムの整備の一手法として平成10年に創設された制度である。地方自治法上、外部監査契約を締結できる者は同法 252 条の28で制限列挙されているが、本条例例ではその上乗せとして「市民のうち市の行政運営に優れた識見を有する者」を加えることを検討されたい。</p> <p>(公益通報)</p> <p>・人事組織に関する統制規定(公益通報保護を含む)が不十分ではないのか。この条項は、法令遵守(コンプライアンス)の確保と、公益のため通報を行った者が不当な取扱いを受けず、保護されるための体制整備の必要性を明らかにするために設けたものである。公益通報者保護法が平成18年4月に施行された。花巻市においても、万が一不祥事が生じている事実がある場合は、これを速やかに明らかにし、市民への不利益や市政への信頼の失墜を最低限で、食い止める必要がある。そのためには、公益通報を行う市の職員等が通報を行ったことにより、不利益を受けることがあってはならない。ここでは、通報者となった市の職員等を保護するために必要な措置を講じるとともに、公益通報の制度を設けることにより、不祥事の発生や隠蔽への抑止力としていくことを明らかにするものである。</p>	

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
		<p>・第××条(危機管理) 市の執行機関は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態(以下「災害等」という)に的確に対応するための体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかな状況把握に努め、及び対策を講じなければならない。</p> <p>3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。</p>	<p>(危機管理)</p> <p>・本条は、安全で安心な市民生活を確保するための市の責務と、災害等の発生時における市と市民の役割を明らかにするために設けたものである。市は、常に災害・テロ等の不測の事態に備え、体制を整えておく必要があるとともに、不測の事態が発生した場合は、速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて必要な作業や支援等を行う必要がある。さらに、市長等、関係機関、市民がそれぞれの役割を認識し、互いに連携する必要があるものと考え、これらの点を定めたものである。</p> <p>・危機管理体制をより実効性のあるものとするためには、平時から災害に強いまちづくりや地域の仕組みづくりを進め、市だけでなく、市民、事業者等及び関係機関が連携、協力して、災害時における地域住民の主体的かつ適切な行動につなげていく意識を持つことが大切である。</p>	
74	第10章 第25条	第25条(請求等)第1項を修正 「6分の1以上」「10分の1以上」	住民のうち年齢18歳以上の6分の1以上となると、東和町・大迫町の人口から考えると実質的には請求が困難になる。6分の1以上というのは地域の請求権を否定する事になる。10分の1以上であれば可能になるのではないと思う。それでも不可能な数字であれば、地域の請求権が成立する数値にすべきである。	住民投票実施の請求に必要な署名は、議会の議決を経ることなく住民投票の実施ができることから、ある程度高い要件を設ける必要があります。一方で、議会の解散や市長、市議会議員等の解職についての請求は、身分の得失に関わることから「3分の1以上」とされています。この条例の対象となるのは、身分の得失に関わるものではないことから、これらを勘案し、かつ、同様の考え方に基づいて請求要件を6分の1としている「市町村の合併の特例等に関する法律」による合併協議会設置要件と同様、「6分の1」を妥当と考えます。 NO.74を参照ください。
75	第10章 第25条	第25条(請求等)第1項を修正 「6分の1以上」「10分の1以上」	<p>・より多くの市民参加の必要ありと思慮し、市民会議提言(25条)採択希望。</p> <p>・総数10分の1、6分の1の数字説明で、担当部長は12月12日説明会で、市町村合併特例法(法名、市町村の合併特例に関する法律)の条文を引用との説明を為しているが、他の法律等の条文は熟知し得ないが、根拠とするに説得力なく、市民会議提言通りと為すことを希求、論拠希薄と言わざるを得ず。</p>	NO.74を参照ください。
76	第10章 第25条	第25条(請求等)の修正 「6分の1以上」「10分の1以上」	請求のハードルを低くする。市民会議提言の「10分の1以上の者の連署」とする。	NO.74を参照ください。
77	第10章 第25条	第25条(請求等)の第1項の修正 「6分の1以上」「10分の1以上」	住民請求は、3つの地域協議会平均人口からみて「10分の1以上」にして欲しい。「6分の1」の根拠は、「花巻らしい」観点からも、特筆できる根拠ではなく、第5条(1)の趣旨をも損なうことにならないだろうか？むしろ花巻市の執行機関は住民から請求を出させないと言っているようなものだ。	NO.74を参照ください。
78	第10章 第25条	第25条(請求等)に関する意見 第4項、第5項について、訂正削除をしないこと。	しっかりとっていて好感が持てる。	ご意見同様、条例案のとおりといたします。
79	第10章 第25条	第25条(請求等)に第6項を追加 「住民投票について必要な事項は別に条例で定めます。」	具体的な仕組みはキチンと条例化すべき事項である。 合併協議会の設置要件の数値を、住民投票の基準に採用するのは合目的的ではないと思われるが？	住民投票について必要な事項は、別に条例等で定めることとしております。
80	第10章	第10章(住民投票)を修正 ・第24条(住民投票)第25条(請求等) 第××条(市民投票制度) 市長は、市政に関する重要事項について、住民(本市の区域内に住所を有する者をいう。以下同じ。)の意思を確認するため、自己の判断により市民投票を実施することができる。 2 市長は、議会が市民投票の実施を議決したときは、これを実施しなければならない。 3 市長は、市民有権者がその総数の6分の1以上の者の連署によって市民投票の実施を請求したときは、これを実施しなければならない。 4 市長は、市民投票を実施するときは、投票の事案に係る争点を明らかにしなければならない。 5 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を十分尊重しなければならない。 6 第1項から第4項までの市民投票に係る実施要領は、事業に応じて、別に条例で定める。 7 第3項の市民投票の実施の請求に関する一般的な要件及び手続に関しては、別に制定する市民投票の請求に関する条例で定める。	<p>(市民投票制度)</p> <p>・花巻市の市政について、現行の間接民主制を原則としつつ、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項を直接市民に問う必要が生じた場合には、市長は、間接民主主義を補完する制度として住民投票を行うことができることを定める。</p> <p>・平成12年の第26次地方制度調査会答申において「我が国の地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としている。しかしながら、複雑化した現代社会において、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で、直接民主制的な手法を導入することも必要であり、このため様々な住民意思の把握手法が活用されている。住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るという観点から、重要な課題である。」との答申がなされている。</p> <p>・特定の争点に関して民意を的確に把握する方法として、住民投票の導入が必要となる場合がある。改めて民意を問う必要はないという考えもあるが「直接民主制による補完」のルートを否定することもない。</p> <p>・住民投票については、代表制民主主義を補完する仕組みであって、議会制度を否定するものではない。住民投票で多くの人が意見を述べ、それに基づいて代表権限を有する者に判断してもらうことを基本条例に定めなければ画竜点睛を欠くことになる。</p> <p>・住民投票を導入する本来の契機は、市長や議会が自ら決定すべき事項に関して、本来の手続では十分なコンセンサスが得られないという状況を前提に、あえて直接民主制の手法で意見を求めるということであるから、その発議の主体は、主権者である市民自身にあるということになる。その意味で、発議の主体には最低限市民を置くべきである。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
			<p>・住民投票は争点に関する意見を住民が自らの一票という形で託すものであるから市民自治のいわば究極の形であるとともに、その結果は直接に民意を反映しているものとして、強い民主的な正当性の契機があり、議会や市長の政策決定に決定的な影響をもたらす。それだけに住民投票は公正な手続に基づいて慎重に実施されなければならない。</p> <p>・実際に市町村の制定した住民投票条例は、個別条例により案件ごとに住民投票を実施したというものが多く、その意味で非常設型が多い。しかし、自治基本条例の中で住民投票制度を規定するということには、その自治体の意思決定の基本的ルートの一つとして規定するという意味合いが強いことから、常設型の住民投票制度として構想する必要があると思われる。</p> <p>・常設型の住民投票を条例化する場合は、その案件の請求ないし発議の主体をどの範囲とするのか、発議の主体として、市民、議会、市長の全部又はその一部にどのように認めるのかの問題がある。この場合における住民投票の範囲は、市政に関する重要事項であって、花巻市の権限の及ばないことについては、その対象とすべきではない。</p> <p>・この基本条例中に住民投票の具体的な仕組みを多く盛り込むと、条文数が膨大となり、立法技術上妥当ではなく、別に実施のための条例を設け、住民投票制度の創設に関する規定のみを定めるという方法が考えられる。</p>	
81	第10章	<p>制定方法に関する意見 第25条(請求等)の請求権について、もう少し市民から意見を聞いた方が良い。</p>	<p>18歳以上、住民の6分の1以上、議員の12分の1以上等、意見を十分に汲み上げるべきだと思う。もう少し、市民から意見を聞いた方が良い。</p>	<p>ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりいたしました。</p>
82	第11章	<p>第11章(その他)の修正 第11章 その他 第11章 改正等 第26条(他の自治体との連携) 第××条(他の自治体との連携) 市議会及び市の執行機関は、共通するまちづくりの公共課題について、関係する他の自治体との連携、協調及び交流を図り、その解決に努めるものとする。 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、岩手県、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。</p> <p>第××条(まちづくりに関する施策等の評価) 市の執行機関は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>第××条(条例の見直し) 市の執行機関は、4年を超えない期間ごとに、この条例に基づく条例や制度の整備、運用状況を評価し必要な提言を行うため、市民等による検証機関を設置し、その検証結果を公表しなければならない。 2 市の執行機関は、前項の規定に基づく検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(他の自治体との連携) まちづくりの課題の中には、環境保全、産業振興、観光振興など本市と周辺の市町村とが協力して取り組むことが求められるものがある。また、道や国に権限があるものもあります。このため、必要に応じて周辺の市町村や、道、国などと連携・協力してまちづくりにおける課題を解決することを規定するものである。</p> <p>(まちづくりに関する施策等の評価) 最大のポイントは、検証機能が付いていないことである。基本条例ができた後、その成果を誰が確認するのかという問題。基本条例を作らなければならないような状況が今まで放置されてきて、それに応えるために基本条例を作ったとする。つまり中長期的な課題解決や、市民による地域社会を実現するために、基本条例が必要だと宣言して作った。しかし作った以上、それを実施する責任は市長や市役所にあっても、実現できたかどうかを検証するのは誰の責任か、ということが議論されていない。先行している基本条例で評価できないというのは、この部分が議論されずに作り放しで終わっているからである。作り放しにしないために、市民が実効性をどう見守るかということである。実効性を見守らなければならないような課題は何で、その課題に対して市民はどう参加するのかも、セットで考えなければならない。</p> <p>まちづくり基本条例の適切な運用やこの条例に基づいて定められる諸条例などのチェックを含めた推進機能を担う第三者機関として有識者、関係諸団体そして公募市民などからなる検証機関の設置を検討すべきである。</p> <p>(条例の見直し) 条例の見直しについては、自治基本条例を「自治体の憲法」として位置付け「最高法規性」を付与する以上、規定に永続性を持たせるべきであり、安易に見直しをすべきではない、とする見解もあるが、しかしながら、市政のあり方、基本的な枠組みを形づくる最高の法規として位置付けるがゆえに、社会状況の変化に的確に対応する必要があるとともに、条例の機能が形骸化することのないよう留意する必要がある。</p> <p>本条例は、現在の我々が考える自治の在り方を規定したものであり、その内容には一定の普遍性があるものと考えられるが、将来的に社会経済情勢が変化した場合は、自治の在り方もそれに対応していくことが必要と考えることから、この条項を設けるものである。</p>	<p>ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりいたしました。なお、条例の見直しについては、ご意見をふまえ、規定を追加しております。</p>

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
			この条項は、最高規範の改正にふさわしい慎重性を確保する観点と、改正の発議に至るまでの過程が市民参画の下で行われることを重視する観点から、市長が発議を行う場合の手続を規定したものです。そのような中で、この条項では、市長が改正の発議を行う場合は、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じることを求めており、市長は、この条例の趣旨を踏まえた上で、自らの責任の下、案件に応じて必要な措置を選択し、講じなければならないことを定めています。	
83		条文(高齢者)の追加 子どもの対比として「高齢者」の章を追加。	第8条で「子ども」の権利を取りあげたことは良いことだが、子どもの対比にある高齢者の問題は、取り上げない訳にはいかない。また少子化と高齢化で働き手が減っていく訳ですが、65歳以上の高齢者でも元気な人は沢山おり、これを活用しない手はない。高齢者の章を新設して、施策の指針を示して頂きたい。	まちづくりの担い手として「子どもの権利等」を明らかにし、次世代への継承の必要性を特に規定しております。
84		条文(オンブズマン、公益通報)の追加 「オンブズマン」や「公益通報」を設ける。	条項の中に示されていないが将来を見据えた規定内容として設けるべき。	ご意見をふまえ十分に検討いたしましたが、条例案のとおりといたしました。
85		条文(検証)の追加 「市の執行機関は、本市のまちづくりがこの条例に基づいて行われているどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。」(11/12第3回策定委員会たたき台 第27条を復活させる)	本条例の最高規範性を維持し担保していくためには、時代の変化に対応し適宜、見直し、検証する作業が必須な手続きである。	ご意見をふまえ、条例の見直しに関する規定を追加しております。
86		条文(評価・見直し)の追加 市民会議中間報告の第7章(評価・見直し)を追加。	市民会議中間報告の第7章評価・見直しは不可欠。これがないと花巻のまちづくりが、この条例に従って整備され、運用されているのか、市民には分からなくなる。また見直しを義務付けて置かないと、市長のリーダーシップのみに依存することになり、将来、この条例が軽視又は無視される事は無いとの保障が無いこととなる。	NO.85を参照ください。
87		条文(条例の見直し)の追加 市民会議提言書第26条(検証・見直し)を追加。	後世に見直しする機会を現時点で保障しないことは後世に対して無責任だと思う。そして、現時点で完璧な条例になっていないはずだと思う。	NO.85を参照ください。
88		条文(条例の見直し)の追加 市民会議提言書第26条(検証・見直し)を追加。	(条例で感ずる注文) 総体としての感想は、市長会議の提言歪曲され、行政サイドの作文としてしか認知し得ず。 市民会議提言、採択希望。第27条(委任)とは？	NO.85を参照ください。
89		全体に関わる意見 ・まちづくりへの20代～50代の参加率の低さを解決する指針を示してほしい。 ・リーダー育成について明記すべき。 ・市民の経費負担についてうたうべき。 ・どのようにすれば市民一人ひとりの活力が引き出せるかについても考えて欲しい。	総則以下で全体的に問題になるのは、現在の街づくり運動で各地域が困っているのは、20代～50代の人達の参加率が少ないことです。この条例が示されたからといってその参加率が変わるとは思えません。それをどう解決するかという視点が何処からも読み取れません。この条例では60歳以上の市民にだけ負担をかけることとなります。その問題に対する解決の指針を示してください。 まちづくりにはリーダーが欠かせません。ただ市民が集まっただけでは「烏合の衆」になります。そのリーダー育成が欠けています。「必要事項は別に定める」ではないのです。是非リーダー育成について明記すべきです。 街づくりには経費がかかります。市民の負担でのみ行なうのであれば二重の市民税負担になります。経費の負担についてはっきりうたうべきです。 まちづくり基本条例が決定されたからといって市民への丸投げはやめて欲しい。現在の振興センター小さな市役所は地域への丸投げです。どのようにすれば市民一人ひとりの活力が引き出せるかについても考えて欲しいものです。丸投げでは活力が生まれません。	参画と協働をまちづくりの基本原則とする基本条例であることをふまえ、個別の条例や計画、施策等に関する内容は、必要最小限にとどめております。
90		全体に関わる意見 「信頼関係」という言葉を削除	言葉の定義(信頼) ・新明解(第4)では「その人を信じきって、すべてを任せること」。 ・新明解(第6)では「全面的に依存しようとする気持」。 ・広辞林では、信じ、たよること。 したがって、信頼とは、他を信じ、他にたより、他にすべてを任せるといふ意味である。	ご意見をふまえ十分に検討いたしましたが、条例案のとおりといたしました。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
			<p>削除する理由 ア 前文に「役割分担のもとに互いの信頼関係を醸成し」とあるが、 ・それぞれの役割を決め、その範囲内で他を信じ、他に委託するという意味なら、信頼ではなく、信託という言葉になる。 ・市民がその役割をきちんとやり、市もその役割をきちんとやることによって醸成される市民と市との信頼関係とは、関係する数人から数十人の間の信頼関係であって、10万人の市民と、何千人(?)の市職員との信頼関係ではない。 イ 信頼関係とは個人と個人との間に成り立つものであって、名前も顔も知らない人との信頼関係はあり得ない。 ウ 社会的信用としての、「公」というだけで役場を信用したり、公務員というだけで、その人を信用することは、今の日本にはないし、やってはいけないことである。このことを証明しているのが社保庁とモリヤ。 エ 市民と市職員の関係は、市職員が市民に奉仕する(第11条)という関係であり「信頼関係」ではない。必要なことは、信頼関係でなく、礼儀である。 オ 市民と市長との関係は、市民が市長に、その職務を信託するという関係であれ、「信頼関係」ではない。「得票率 信頼」と仮定すると、20～30%得票(信頼)があれば市長になれるし、無関心と不信を合わせて過半数でも市長になれるという関係である。 カ 第2条(定義)第3号「市民が責任をもって主体的に…」ということは、自分で考え、自らの責任で行動するということであり、「自らをよりどころとし、他をよりどころとせず、法をよりどころとする」という意味である。したがって、「主体的」とは、他をよりどころにしないこと、つまり、「信頼関係」(=依存する、任せる、たよる)を否定するものである。 キ 第5条(まちづくりの基本原則)第1号「市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに…」ということは「互いに他をたより、他に依存し、他に任せて」という意味になるので、これは参画したことにも、協働したことにもならない。市民、市議会、市の執行機関は、互いに信頼しないこと(=たよらないこと)が基本原則である。市民、市議会、市の執行機関は、「信頼関係」ではなく、議論(自説の陳述や他説の批判を相互に行い、合意点に達しようとする)をする適度の緊張関係原則とすると考える。</p>	
91		<p>全体に関わる意見 結いの精神を「実」のあるものとし、花巻市の目指す姿を各分野に取り入れる。 ・第4条(市の目指す姿)第7号を追加 「(7)市民は、結いの精神を持ち、生活の中から自ら率先して誰かの為に役立つ行動をする。誰かの為にした行為にポイントを付し、自己申告する事が出来る。」 ・第5条(まちづくりの基本原則)に第3号を追加 「(3)市民主体の自治を目指すことは、市民一人一人が郷土のためになる事を行動し、自覚を持ち汗を流す、その行為が「善」のポイントとして加算できる。」 ・第8条(子ども)に第3項を追加 「3 市民の責務、子供等その年齢に応じたまちづくりに参画した場合、「善」のポイントとして自己申告できる。」</p>	<p>「花巻の特性」「継承の必要性」「まちづくり」「目指す地域社会」ポイント制の導入、自己申告制の実施、各分野の「善」ポイント表を作成 市民総参加による活動、行動、を教育、福祉、環境等奉仕を「善」とする項目を行政でポイントに定め、点数を自己申告し行政で管理する。行政は、ポイント集計して10年ごとにその実績を本人に通知する。50年100年と人生の生活の中で地域や市行政等に協力した証が保存されている安心と実績に対する、自らの証となる。業績を市勢功労者等の資料とする。人生生涯他人や行政に貢献したと自己評価できる。市民総参加で、相互扶助へとつながり心豊かな生活を営み、お互いの信頼関係を醸成し力を合わせて新たな自治の町を築いていく事が必要。実施方法は、市長宛のハガキ等を窓口で備え自由に参加できるような配慮する。</p>	<p>ご意見をふまえ十分に検討いたしましたが、条例案のとおりいたしました。</p>
92		<p>全体に関わる意見 「努めるものとします」(第7条以降の条文)という表現を、「行います」「参加します」など断定的な表現に修正。</p>	<p>現在のままであれば、「やってもよし、やらなくともよし」の観が強く、表現として基だ弱い。</p>	<p>ご意見をふまえ十分に検討いたしましたが、条例案のとおりいたしました。</p>
93		<p>全体に関わる意見 「ものとします」という表現を、市民会議中間報告同様「します」と修正。</p>	<p>条例用語と思うが、市民会議中間報告のように簡潔な表現にすべき。「ものとします」でなければならない理由は何か。</p>	<p>ご意見をふまえ十分に検討いたしましたが、条例案のとおりいたしました。</p>
94		<p>全体に関わる意見 第1条(目的)を中間報告のように簡潔明瞭型に修正し、第2条以下についても同様に修正。</p>	<p>第1条について、このようなながたらしい文章でなく、市民会議中間報告のように簡潔明瞭型のほうが分かりやすい。</p>	<p>ご意見をふまえ十分に検討いたしましたが、条例案のとおりいたしました。</p>

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
95		制定方法に関する意見 市の広報などで特集を組んでその経過・市民からの意見なども含めて知らせるべきだと思う。	花巻市まちづくり基本条例は市民にとって大切なものであり条例の位置付けにおいて述べているように「市の最高規範」と位置づけるのであれば、全ての市民に周知する必要がある。市のホームページ等を通じて周知を図と考えているようだが、我々のような年代(70歳以上)はパソコン、携帯電話などの使用はおぼつかない者が多く、市の広報などで特集を組んでその経過・市民からの意見なども含めて知らせるべきだと思うので、そのようをお願いしたい。 策定委員会の委員は公表できないか。委員長の名前すら分からない。	市のホームページのほか、市広報での特集を組んで掲載いたしました。 なお、策定委員会は公開により行われました。
96		制定方法に関する意見 基本条例素案だけを提示するのではなく、市民会議中間報告をどう盛り込んだのか簡潔に示した説明書を添える配慮が必要。	市民会議中間報告を持っており、この報告がどのように素案に盛り込まれたのか最も関心のあるところ。報告と見比べながら素案を読むのはたいへんであり、条例化日程の都合優先の官の発想でなく、市民の立場にたつての発想をお願いしたい。	ご意見としてお聞きし、今後も情報を伝える工夫をしてみたいです。
97		制定方法に関する意見 パブリックコメントの結果を折り込んだ素案修正案の説明会実施が必要。	このパブリックコメントの結果を折り込んだ素案修正案の説明会を、親切な説明書を添付の上、十分な時間をとって必ず実施するようお願いする。全国に誇れる条例となるよう市民の意見集約に最大限の努力をすることが最優先で、条例化はその後と割り切り、条例化日程に固執しないようお願いする。	検討結果について公表いたします。
98		制定方法に関する意見 条例制定の過程に、市民参加のための工夫や努力の時間をもっと保障すべき。	提案から決定までの期間が短すぎる。まちづくり基本条例制定にあたっては、広く市民の間に関心が盛り上がり上がらなければならない。そして、幅広い議論が巻き起こらなければ、条例が出来上がっても、市民からかけ離れた存在になってしまう。文化会館でのフォーラムや地域説明会に参加したが、参加者の意識の高さはあるものの、市民の関心が高まっているとは到底いえない状況である。周知徹底のための市当局の一層の努力を要望すると同時に、市民の憲法という重要な条例制定の過程に、市民参加のための工夫や努力の時間をもっと保障すべきと考える。	平成18年12月からの市民会議による検討(全体会議20回)をはじめ、策定委員会(7回)、シンポジウム、説明会の開催、パブリックコメントの実施、職員プロジェクトチームを含めた市内部の検討等、1年以上にわたる検討を重ねてまいりました。
99		制定方法、全体に関わる意見	<p>・この種の基本条例の「成功の評価基準」として、次の二点が大切である。その、条例案立案過程において、多数の住民の参加が図られると同時に、充実した議会での審議が行われて制定される。その、制定後も条例の目的達成の管理についてしっかりしており、自治基本条例を踏まえた下位規範的な条例の整備や運用の監督がある。(体系的な条例整備を制度的に実施する体制が法的に確保されていないと、往往にして関係職員の意識に左右されがちなる)</p> <p>・条例を制定することが公約になっている首長の下での条例づくりは、公約実現のために条例制定がゴールになっていて、条例案立案期間を決めて作業をいたずらに拙速に進めることが多く、肝心の条例内容については条例ありき(条例を制定することだけが目的)となるため、検討期間の関係で、関係者を拘束しないよう理念的ないし抽象度が高いように思われる。</p> <p>・個別の条文への評価以前に、この策定事業そのものに無理があると思われる。3月議会への上程を既定の方針とした条例案策定の動きは、花巻市の真の自治の観点からして拙速と危惧される。今回の方針を打ち出した市長並びに市役所担当者にとっては十二分に議をつくしたとの見地なのだろうか。しかし全花巻市民のどの程度が、手続き的にも内容的にも十分とはいえない難いこの条例案を自己の問題として検討する余裕があったか、策定そのものを切実に必要と感じているのかを考えると、ジェットコースターのようなスケジュールによる策定継続が必ずしも正しい判断とは考えられない。</p> <p>・先行市町の制定状況を見ると、少なくとも2年間、足掛け3年ぐらいの制定準備期間を要しているが、花巻市の場合、当初は12月議会、現在は3月議会での提案を考えているようだが、市民間合意がまだ不十分な現状で、なぜそんなに急がなければならないのか?このままでは、評判倒れで有名無実している「小さな市役所構想」の二の舞となる。よって本条例案は、3月市議会への議案としての提出を既定の方針とするべきではないと考える。条例そのものの必要性を含め、大多数の市民(市議会関係者を含む)の広い議論による一からの出直しも選択肢から外すべきではないと考える。条例の制定趣旨から言っても、市長は何故にこのように拙速にいそぐのか理解に苦しむばかりである。</p> <p>・まちづくり基本条例を制定するまでには、最低、三年は要するのではないだろうか。なぜなら、基本条例に含まれる基幹的な事項について、少なくともその半分ぐらいは条例の趣旨にそって個別の改革を先行していなければ、基本条例を制定しても、具体性のない理念条例あるいは作文条例になってしまうからである。したがって、実際の制定は先であっても、当初からあるべきまちづくり基本条例像を想定して、市役所内部での個別改革を猛烈に進める必要がある筈だ。</p> <p>・12月にまなび学園で行われた素案説明会に参加したが、全体として建設的な意見が少なく、初歩的な質問や本題からはずれた感情的な発言が目立ち、議論が深まらないままに終えたような気がする。旧花巻市での説明会なのだから、せいぜいこの程度のものであるとの理解が必要なのかもしれないが残念なことである。これは偏に参加者側に責任がある。そこで、旧花巻市の参加者に言いたい。こうした場に参加し発言しようとするものは、少なくとも疑問点は予め調査し、ある程度の予備知識を持って臨み、発言に当たっても次元の異なる枝葉末節な事には触れないことぐらいの心構えが欲しい。</p>	NO.98を参照ください。

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
			<p>・本条例は、全体的に可能な限り平易な分かり易い条文の表現を採用したのだろうが、このような表現では、どうも「法規範」というよりも、客観的な説明をしている説明文のような観を呈している。この条例は「まちづくり基本条例」であり、また、普通地方公共団体たる「花巻市」の諸条例の頂点に立つ「最高規範」なのだから、条文の表現形式についても慎重な配慮が必要であると思う。</p> <p>・市民会議案を市長に提出後、それを受けて設置された策定委員会の議事録がホームページにアップされておらず、素案とりまとめに至る審議経過を知ることが出来ない。学識者を多数起用した策定委員による専門的知見に基づく分析や問題提起などの発言・言及があるのであれば、是非とも知りたいものであるが如何か。何も無いとすれば、その程度の辻褃あわせの当局よりの委員会だったのだろう。</p> <p>・行政とすれば、作ったという事実だけで評価されるのだろうが、職員に、基本条例に関する情報が共有され制定の趣旨が理解されているのか？この条例の内容で市長や市職員、市議会、市民の何が(行動・思考)が変わると思うのか。言い換えれば何を变えたいのかさっぱり分らない。</p> <p>・素案作りに膨大な時間を費やしたこの条例の制定に、肝心の条例制定権を持つ、議会側の審議体制(審議能力も含む)は万端なのか？如何せん、議会に関する規定について、当事者である市議会は現在検討中の善の議会基本条例の制定の必要性の有無を早期に明らかにすべきであると思うが？</p> <p>・自らの自治体を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的また体系的に整備した、「自治体の憲法」とも称される、このような基本条例を制定する動きが各地で広がっている。自治・分権という時代の流れからいっても、また、厳しい財政環境からも、もはや従来のようなお任せ民主主義や安易な増分主義の自治体運営は通用しない。市民合意と自己責任のもとで、最良の政策判断を行って自治体を運営する自治の慣習を、市民も職員も市長も議員も身につけなければならなくなっている。その道標となるのがこの種の基本条例だといってよいだろう。この条例の検討をしないこと自体が「自治」への取組み水準が低い証とされるのだろう。</p> <p>・ようやく始まったばかりの基本条例制定だけに、理論的にも実践的にもまだ蓄積が乏しいのが実態だが、条例制定前後で何が変化するのか、現状にどんな問題があるのかわからない条例素案は、どうこじつけても、「中途半端な弥縫策」にしか見えないということだ</p> <p>・抽象的な表現にとどまるものが多く、執行機関を直接的に拘束しない規定となりがちだが、そのような拘束力のないものに法規規範性があるのか疑問。せつかくの基本条例でありながら、自治体運営の理念・制度・原則がはっきりイメージできない。この難点を克服し、すべての人々に理解され、共有され、かつ実効性をもった基本条例とするには、できるだけ内容の具体化に努めなければならないのではないかと。基本条例制定に伴う、実効性確保に向けた取り組み。具体的には、施行規則や各種例規の見直し作業の準備態勢は整っているのでしょうか？理念だけで結局、組織内外からこの条例が見向きもされなくなるのではないかと。公共性についての議論が不十分で、理念型条例をどのように昇華するかが全く見えない。</p> <p>・条例を作っただけでは市民の理解・協力は得られないので、認知度を高め、地道に実行していくことが必要。最大の問題は市民が基本条例を「最高条例」として受け入れるか否かである。市民への周知が不足しており、今後、市民へどう周知、理解を広げるかが課題。地域が豊かになるために市民がどれだけ関わられるのかがとても重要で、条例の中身より条例制定のプロセスにおける自治の当たり前の理念の再確認が大切。職員全般の理解も不十分であり、現状の見直しから始めるべき。</p> <p>・流行りだから制定するという気がしてならない。つまり基本条例を策定するパフォーマンスだけが目的になっている。例えば、首長のマニヘストに陥った策定手順、あるいは、首長のお飾りのための基本条例づくり。そこには「市民と政治・行政の関係」を変革しようとする志は全く見えない。</p> <p>・自治基本条例の論議で「気をつけなければならないこと」は、条例は作ったが「機能しない」「働かない」になりはしないかです。それを考えながら論議しなければなりません。条例案を作文して議会で決議をすれば「自治基本条例」ができたと言えるのか、これが問題です。「制定手順」が重要です。いかにすれば基本条例が「自治体の憲法」としての「最高規範意識」を市民の心の内に醸成することができるかです。市民の心に「自分たちがつくった最高条例なのだ」との「規範意識」が伴わなければ「市民自治基本条例」とは言えません。</p> <p>・内容面で理念的であるのみならず、執行機関をきちんと拘束する内容を備えなければならない。条例案立案過程において、多数の住民の参加が図られると同時に、充実した議会での審議が行われて制定されなければならない。制定後も条例の目的達成の管理についてしっかりしており、自治基本条例を踏まえた下位規範的な条例の整備や運用の監督が必要である。</p> <p>・新しいルールづくりには現行制度の検証と評価が不可欠だと思うが、そのあたりが明確ではない。各規定が抽象的であり、具体性にかける。条例制定そのものが目的に思える。具体例、具体的手法を取り込んだ条例案を作成すべき、具体的に何が変わるのか。条例制定により、今より市民自治が進むとどうして考えられるのか理解できない。</p> <p>・首長の意思とこれを受けた意識の高い組織・職員の存在、多数の住民の参画による原案立案と議会における充実した審議が成功要因である。これらは、立法事実(立法の基礎にあつてその合理性を支える社会的・経済的・文化的な一般的事実)を構成するものである。</p>	

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
			<p>・市職員の専門性を養うというが、そのためには様々な分野での先端の研修が必要となり、その継続も保障されなければならないが、現実には2～3年で職員が入れ替わり、市民全体への奉仕としての専門性を持っている職員は非常に少ない。視覚障害者への歩行訓練、生活指導、点字、パソコン(音声)のフォローアップも長年、要望してきているが、行政側にはそれをやれる職員を養成する気は無く、現在、全てボランティア任せである。たとえ一人でも点字を学びたい人がいれば、そのための手立てを尽くすべきだが条例では美しい言葉で書かれているだけだ。それでは市民と行政が信頼し合うことなど全く期待できない。まずは、今、行政が何をすべきか、官から民へではなく、官でなくてはできない公共サービスの在り方、予算の組み方を、市民の要望を取り入れ(私たちはこの10年間、要望書を添え、市長交渉をし続けている)、要望が少なければ、それを掘り起こすことから始めるべきである。いきなり市民が発言し、行動には責任を持っては、ただでさえも地域意識が薄れていく中では、市民は戸惑うだけである。</p> <p>・「地域の子は地域で」とあるが、学区が外されようとしている。花巻市でどうやって地域の子ども達を守り育てよというのか。「我が子さえ、よい学校に入れれば」という親のエゴをそのまま受け入れることになり、地域は崩壊の一途を辿るのは目に見えている。私の地域の皆さんもそれを心配しているけれども、その声を上げる方法もなく、たとえ条例が出来ても、現教育長が言う学区制の特例を拡大するなどということが議決されれば、この条例の前文そのものが、将来、消滅しかけるのは明らかである。まず、この条例を策定する前に、国の教育方針が本当に花巻市の子ども達の将来を保障するものかどうか花巻市独自で検討し、犬山市が全国一斉学力テストをしないと決めたように、花巻市独自で考え、主権者として物を言える子ども達を育てるには、現在の変えられた教育基本法が憲法の理念にかなっているのかわかり、強行清潔された様々な法律をこの花巻市の自治としてどうするのか、見解を出すべきである。字面だけではこうした様々な市民の抱える困難、例えば、低所得、貧困等々、将来的にも解決の役にはたさない今ある条例を見直す必要がある。そのためには市民に花巻市にどんな条例があるかを、まず知らせることから始め、市民の政治参加意識を高め切実な要望をいつでも相談し、解決できるような道筋を示すべきである。そのためにも気軽に相談できる、あるいは行政を正すことの出来る、市民サイドに立つオンブズマン制度を立ち上げて、法律等に詳しい、市民と行政の繋ぎ役、あるいは行政の監視役(市民が主人公になっているかどうか)を果たすべきである。</p> <p>・国連憲章、子どもの権利条約(日本は批准済み)や、障害者権利条約(署名はしたが批准はしていない)など、世界の民主的な取り組みを、この花巻で日本国憲法に則って平和で安心して暮らせる花巻市にするための自治条例となるよう、文言に囚われず、検討していただきたい。</p> <p>ちなみに千葉県では差別禁止条例を、数年かけて話し合い、やっと実現させている。花巻市では新バリアフリー法でさえ形骸化し、協議会立ち上げの際には、岩手県視覚障害者友好協議会花巻支部が立候補を明らかにしていたのにも拘らず、なんら連絡も無く無視されてしまった。次回には是非、公募に選考基準を明確にした上で、高齢者、障害者の代表として、委員に選んで欲しいものである。私たち花巻支部は今からそのメンバーになりたいことを明らかにしておきたいと思う。</p> <p>・公示の在り方も、掲示板に貼り出して終わり、あるいは、広報のお知らせで終わり。これでは視覚障害者はおろか、余程、政治に関心のある市民でない限り、関心など持てるはずがない。が、それで市民の皆様には公示しました、としている体制のまま、いくら条例案が可決されても、市民が主人公の街づくりなど、夢のまた夢である。市長の責務に、市民に対する文言がないこと自体、大いに問題ありの条例案と言わざるを得ない。この条例案を、まず一人ひとりの市民(子ども達も含め)に配って読んでもらい、「何も知らないので、市政のことはお上(行政)にお任せ」という現在のムードを変えさせ、じっくり意見を聞いて素案自体を策定し直すか、現状に工夫を凝らして市民参加の花巻市政を行う努力をするか、県からモデルケースとして選ばれたから条例を作るのではなく、市民が声を上げ易い具体的な方針を地道に進めていっていただきたい。その点では三鷹市の基本条例を大いに参考にしていきたい。</p>	
101		<p>制定方法、全体に関わる意見</p>	<p>・パブリックコメントは、全の市民から寄せられる事が基本である。しかし当局はその努力をしなかった。少なくとも私等視覚障害者は「市民」の範疇には無かった。</p> <p>この素案では「市民」が意見を出しあい、行政や議会がそれによって動くといった文言がちりばめられているが、良く読めば「いろいろ意見を出して下さい。あとはうまくやりますから」という当局の意図が見えてくる。</p> <p>・また、この条例は花巻市の最高規範(憲法のようなもの)としているが、実際の行政上の行為は市等の既存の条例に準拠すると明記し、なんら新しいものでなく、歯に衣を着せ、言葉の綾を広げている。これこそ市費の大きな無駄ではなからうか。</p> <p>・地方自治とは本来、主権者である市民信託をうけて、市政は執行されるべきものである。その点から考えても、この素案は主客転倒といわざるを得ない。</p> <p>・以上のような点で、大局を見直す必要があると思う。</p> <p>追伸 コメントに氏名、住所を「明記せよ」ということも、コメントを少なくする方法であると思う。</p>	<p>ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。</p>

No	素案の 該当箇所	意見要旨	理由等	意見に対する市の考え方
102		制定方法、全体に関わる意見	<p>前提 (マニフェストについて) ・選挙公約は一時的なものであってはならない。 ・行政、住民・共に共有出来るものであり、公平でなければならない。 ・絶えず計画と成果について、住民(市民)の声を吸収し市勢に反映させる責務を負うものである。市民に享受されるべきものでなければならない。情報公開の仕方、方法も然り、本件の扱いに於いて、充分為されたと考えるか。</p> <p>(合意) ・行政と市民の対話が充分為されたか？事案、機会、回数、タイミング、一方のスケジュールに依り強行すべきで無く、時に応じ、臨機応変に許容範囲の拡大も又、容認すべく、高邁さも要求されるものである。 ・制定と施行の再考も必要ではないか？奥州市の例では、1年間の猶予が考慮されている。他山の石とすべし。</p> <p>経過 ・11月30日シンポジウム(文化会館) パネリスト出席意図不明。まちづくり基本条例との関連に疑問 ・同上、パネリスト発言時間、シンポジウム参加市民・発言時間に関連、最後には、発言者限定、開催主旨不明。 ・12月12日説明会(まなび学園) 今後の開催予定質問に対し、地域振興部長答弁に、時間余裕なし、今回で切り上げ表明、加えて1月8日迄の提言期待との原質有り、不愉快、極り無し。参加市民、理解に苦しむ、誰に対してか？誰のために？条文についても質問多数、消化不良、気分悪し。 ・7月24日市民で考える会(まなび学園、市民会議主催) 市議会等の役割と責務について、市議会議員は政策提言及び政策立案の活動に務めるものとするの文言に質問、三権分立の趣旨より努めるとの文言不用を唱えるも、他都市の例を引用、説明者曰く、もっと強い文言有り、弱い文言有りとの回答。しかし、議員(会)の本来任務には何、何言するに、今後に於ける提言の機会に盛り込むとする旨、発言有るも(例)文言に盛り込まれず。 (課題) ・12月12日開催の素案説明会迄、市民に対して検討市民会議の提言、出席者に示されず、情報開示に遺漏無しと思考が多いに疑問有り。</p> <p>・寄りしむべし、知らしむべからずの公務員の旧弊拭えず。市長の言う、市民の為の、市民に依る、市民の視点での行政に合致するものでなく、岩手nのNO.1宣言でいう3つの基本方針への疑問と、市総合計画(基本計画)にいう、職員の意識改革と行政システムの改革に虚脱感を覚える。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。
103		制定方法、全体に案する意見	<p>市民の為の憲法を称えるならば、中途半端な表現で、責任の不明確な解釈に優柔不断な素地を払拭し、厳然たる何人も理解出来る文言であるべきであり、その事は、作法上のテクニックであってではない。 特に職員プロジェクトチームの中には、法作成の為のテクニックを論じている向きも耳にしている。又、策定委員会の中には、市民会議委員でありながら、欠席、遅刻を繰り返し、行政当局に依り一方的に退任された委員も居たと聞く。結果入るべき人(公募委員)が選に漏れ、10人の委員が11となる不手際もあつたやに聞く。 老婆心ながら、行政主導に落ち入らぬ、市民の納得の行く人選の委員を選出されるよう期待する。 特に、公共団体推薦委員、知識経験者の人選については、自身直面した経験もある。その姿勢は、選任された経過から行政サイドに至った対応は看過することが出来ない。 今後の対応を注視したい。 又、情報開示については、行政当局の更なる努力を喚起したい。 全職員にその必要性を厚認識させるよう、三役をはじめ、幹部の意識改革に続けてほしい。 「悪貨は良貨を駆逐する」ことのないように(グレシャム) 職員研修の有り方も、花巻市総合計画事業(H18.12.28修正)に基づく中間管理者の対応も具体化し、市民にその姿勢を示すべきである。 一方当初より携えてきた市民会議委員長・副委員長の最終シンポジウム不参加の矛盾「声無き声」の市民の言葉に耳を貸すことである。 意見陳述に機会逸脱した市民の為に、 HPだけが万全でない事を知るべきで有る、全戸、所有とは限らない。 他市町の問題は関係ない、花巻市らしい、ユニークさ、市民と共有出来る条例こそ必要。 財政建直しの為の合併を旨とした新花巻市の首長は、私道を棄て、王道に向くべきであり、特に支出の無駄は、即刻、排除すべきであり、雌雄財産の有効活用を意を用うべし。 市民の声を傾聴すべし。</p>	ご意見をふまえ十分に検討いたしました。が、条例案のとおりといたしました。